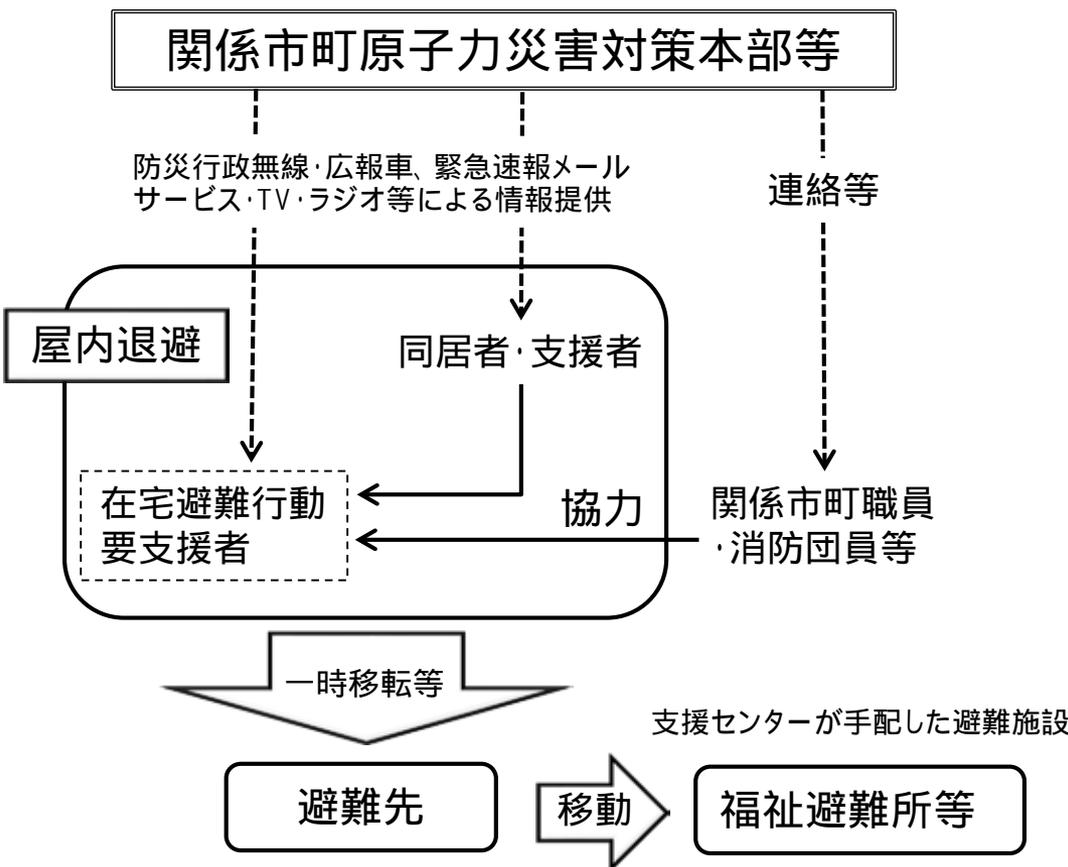


- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

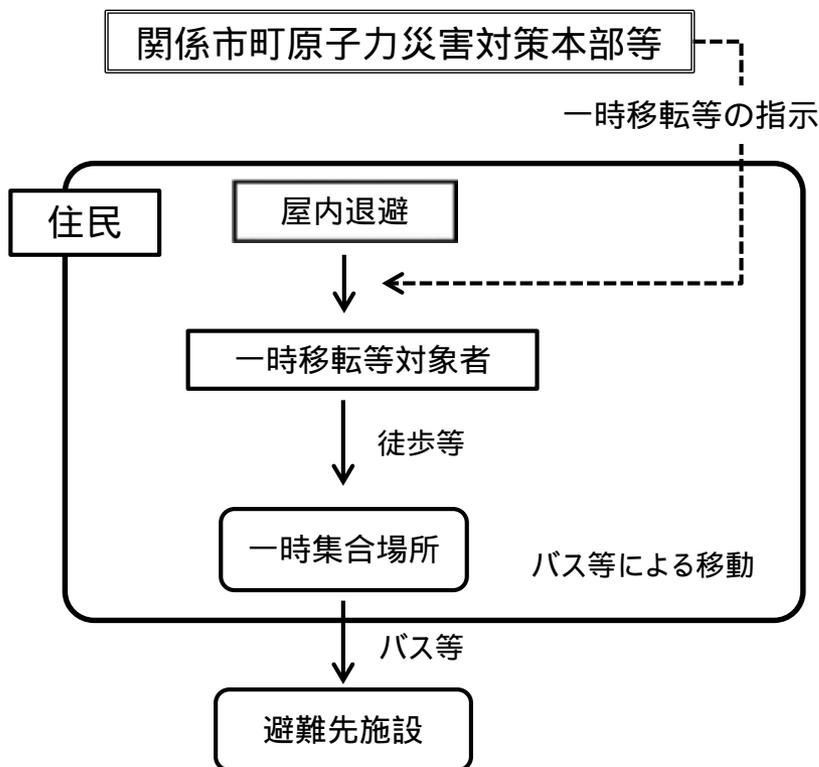
市町	UPZ内(人)
舞鶴市	5,127(2,652)
綾部市	207(207)
<small>なんたんし</small> 南丹市	724(724)
<small>きょうたんばちよう</small> 京丹波町	81(81)
京都市	44(44)
合計	6,183(3,708)

()内は支援者有り
平成29年1月現在
京都市他府内市町に避難先を確保



- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。

< UPZ内市町の避難先 >



市町名	府内避難先	府外避難先
舞鶴市 79,354人	京都市、宇治市、城陽市、向日市 <small>じょうようし むこうし</small>	兵庫県 神戸市、尼崎市、西宮市 (合計62,928人)
		徳島県 鳴門市、松茂町、北島町 (合計16,426人)
綾部市 1,600人	福知山市、亀岡市	兵庫県 たつの市、太子町、佐用町 <small>たいしちやう さようちやう</small> (合計1,600人)
南丹市 3,352人 <small>なんたんし</small>	南丹市内	兵庫県 洲本市、南あわじ市 <small>すもとし</small> (合計3,352人)
京丹波町 278人 <small>きやうたんばちやう</small>	京丹波町内	芦屋市 (合計:278人)
京都市 301人	京都市内	-

平成29年4月1日時点

舞鶴市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難
退域時検査場所候補地

【主な避難経路】

国道175号 府道55号 国道9号
丹波IC 京都縦貫自動車道 大山崎
JCT 京滋バイパス 宇治西IC

【主な避難経路】

国道27号 舞鶴西IC 舞鶴若狭自動車道
綾部JCT 京都縦貫自動車道 京丹波みず
ほIC 国道173号 国道9号 丹波IC 京
都縦貫自動車道 沓掛IC

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

<志楽、朝来、大浦、新舞鶴、中舞鶴、
与保呂、池内、高野>

神戸市(東灘体育館、他71か所)

<余内、吉原、明倫>

尼崎市(中央地区会館、他59か所)

<中筋、池内、福井、由良川>

西宮市(勤労会館、他37か所)

避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府外避難)】

徳島県

<倉梯、倉梯第二>

鳴門市(市立大津西小学校屋内運動場、他30か所)

<三笠>

松茂町(松茂町役場、他9か所)

<倉梯第二>

北島町(北島町総合庁舎内(公民館)、他19か所)

避難元地区はいずれも小学校区表記

【広域避難先(府内避難)】

京都市・宇治市・城陽市・向日市

<志楽、朝来、大浦、新舞鶴、三笠、倉梯、
倉梯第二、与保呂、中舞鶴、余内、明倫>
京都市(京都市東山青少年活動セン
ター、他119か所)

<池内、中筋、由良川>

宇治市(伊勢田小学校、他31か所)

<高野、福井>

城陽市(寺田南小学校、他13か所)

<吉原>

向日市(市民体育館)

避難元地区はいずれも小学校区表記

【主な府外避難経路(神戸市、尼崎市、西宮市)】

府道28号 舞鶴東IC 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国
自動車道(神戸市:神戸三田IC 六甲北有料道路、尼崎
市:西宮市:宝塚IC 県道42号線)

【主な府外経路(鳴門市、松茂町、北島町)】

府道28号 舞鶴東IC 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国
自動車道 神戸三田IC 六甲北有料道路 神戸北IC 山陽
自動車道 神戸西IC 神戸淡路鳴門自動車道 鳴門北IC

綾部市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

【主な府内避難経路】
府道1号 国道27号 府道8号
府道77号 府道74号

綾部市中央公民館

PAZ

【広域避難先(府内避難)】
福知山市
おくかんばやし なかかんばやし ひがしや た おおまた
<奥上林、中上林、東八田(大又自治会)>
福知山市(福知山高等学校、他6か所)

【主な避難経路】
府道1号 国道27号 京丹波わちIC 京都縦貫自動車道 京丹波みずほIC 国道173号 国道9号 丹波IC 京都縦貫自動車道 亀岡IC

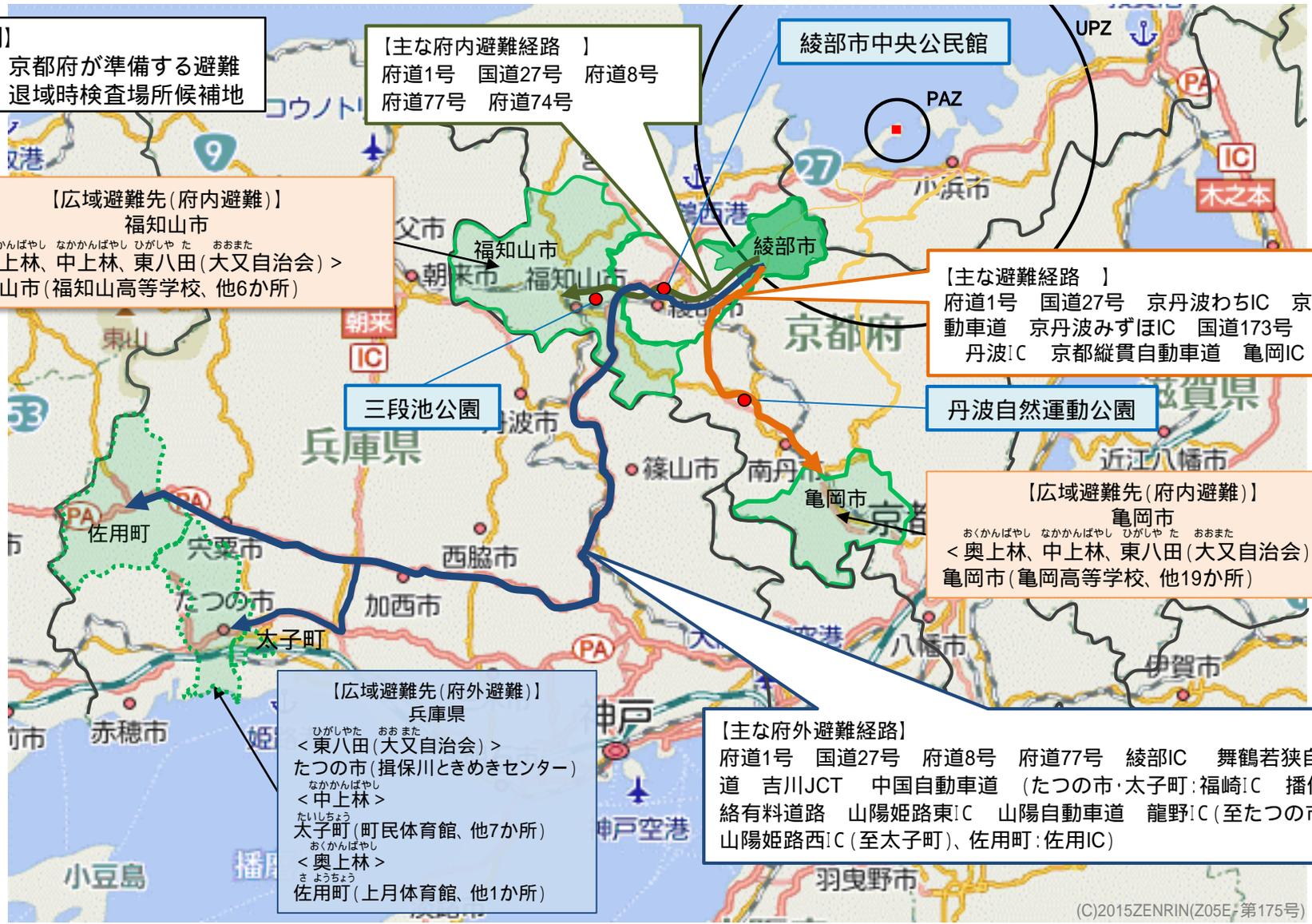
三段池公園

丹波自然運動公園

【広域避難先(府内避難)】
亀岡市
おくかんばやし なかかんばやし ひがしや た おおまた
<奥上林、中上林、東八田(大又自治会)>
亀岡市(亀岡高等学校、他19か所)

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
ひがしやた おおまた
<東八田(大又自治会)>
たつの市(揖保川ときめきセンター)
<中上林>
太子町(町民体育館、他7か所)
<奥上林>
太子町(上月体育館、他1か所)

【主な府外避難経路】
府道1号 国道27号 府道8号 府道77号 綾部IC 舞鶴若狹自動車道 吉川JCT 中国自動車道 (たつの市・太子町:福崎IC 播但連絡有料道路 山陽姫路東IC 山陽自動車道 龍野IC(至たつの市)、山陽姫路西IC(至太子町)、佐用町:佐用IC)



○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】

● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

【主な府外避難経路】

国道162号 府道12号 国道27号 国道9号 国道173号 国道372号 県道306号 但南篠山口IC 舞鶴若狭自動車道 吉川JCT 中国自動車道 神戸三田IC 六甲北有料道路 神戸北IC 山陽自動車道 三木JCT 山陽自動車道 神戸西IC 神戸淡路鳴門自動車道 (洲本市:洲本IC、南あわじ市:淡路島南IC)

【広域避難先(府外避難)】

兵庫県

< 福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋(内久保、大内、荒倉、野添、安掛) >

洲本市(洲本市文化体育館 他8か所)

< 平屋(深見、長尾、又林、上平屋、下平屋)、大野、宮島 >
南あわじ市(阿那賀地区公民館、他8か所)

【主な避難経路】

国道162号 府道12号
国道27号 国道9号

【避難先(市内避難)】

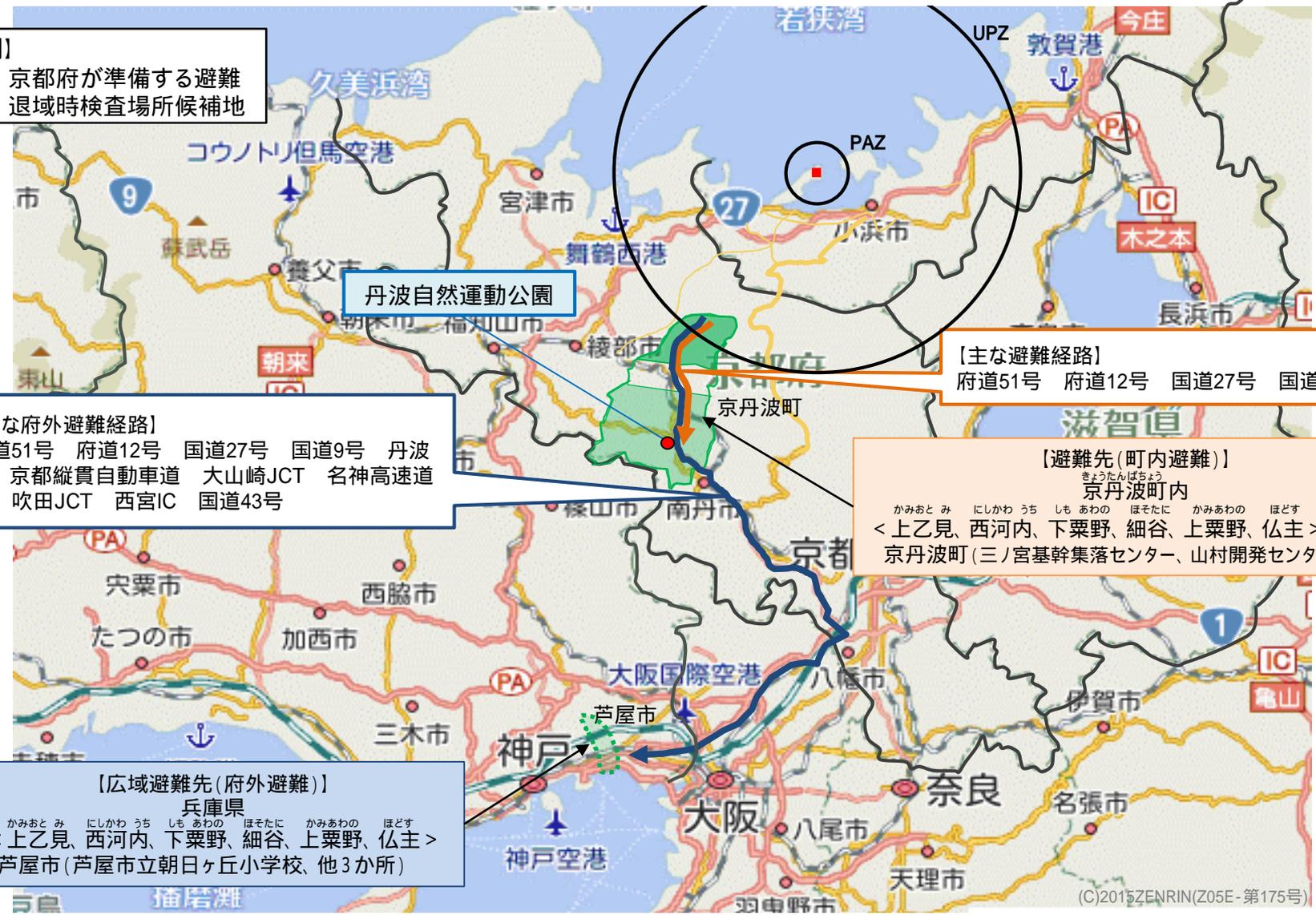
南丹市内

< 福居、盛郷、豊郷、鶴ヶ岡、高野、知井、平屋、大野、宮島 >
南丹市(園部北部コミュニティセンター、他12か所)



○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】
● 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地



【主な府外避難経路】
府道51号 府道12号 国道27号 国道9号 丹波IC 京都縦貫自動車道 大山崎JCT 名神高速道路 吹田JCT 西宮IC 国道43号

【主な避難経路】
府道51号 府道12号 国道27号 国道9号

【避難先(町内避難)】
京丹波町内
かみおとみ にしかわ うち しも あわの ほそたに かみあわの ほどす
<上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>
京丹波町(三ノ宮基幹集落センター、山村開発センターみずほ)

【広域避難先(府外避難)】
兵庫県
かみおとみ にしかわ うち しも あわの ほそたに かみあわの ほどす
<上乙見、西河内、下粟野、細谷、上粟野、仏主>
芦屋市(芦屋市立朝日ヶ丘小学校、他3か所)

京都市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

○ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

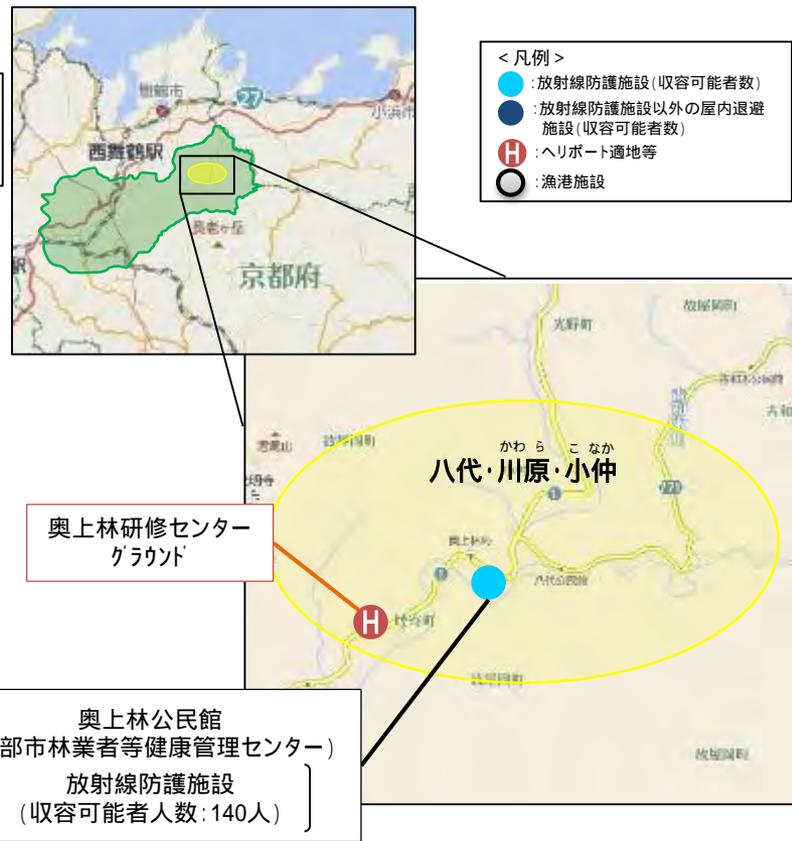
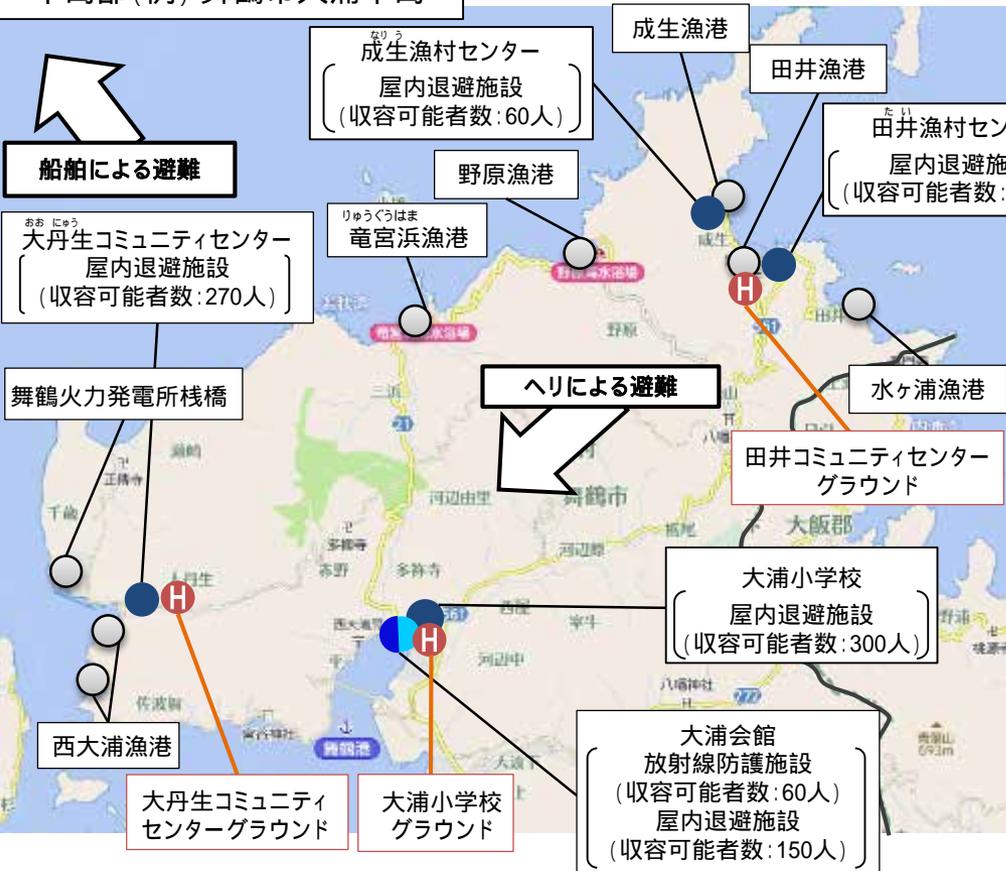


自然災害等により孤立した場合の対応（京都府）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

半島部(例) 舞鶴市大浦半島

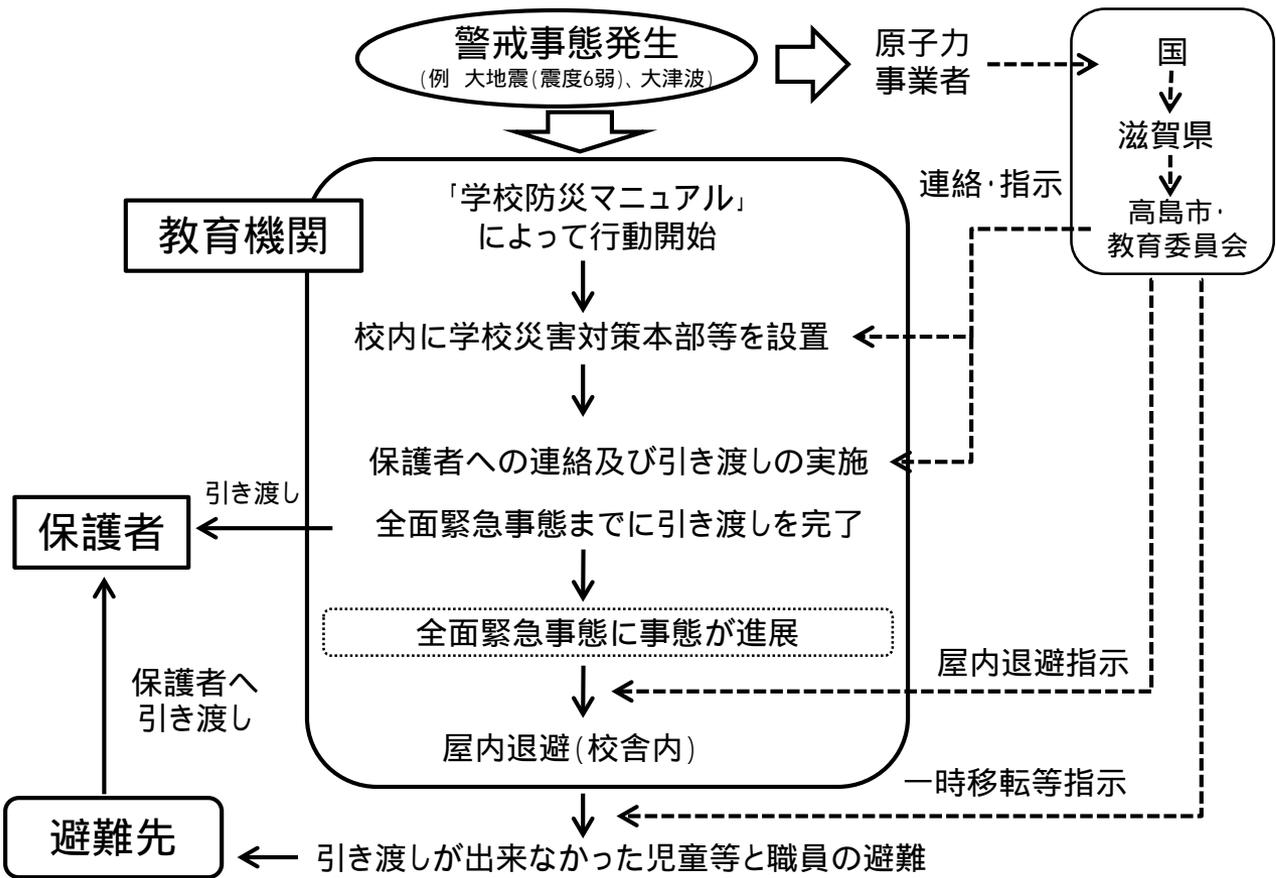
中山間地域(例) 綾部市奥上林地区



利用する港については、被災状況等を考慮し選定

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	3
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
合計	1	3

平成29年3月28日時点

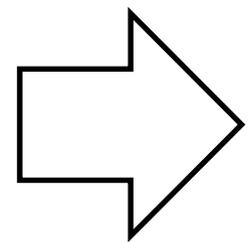
- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設(4施設394人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34
	救護施設	2	360
合計		4	394

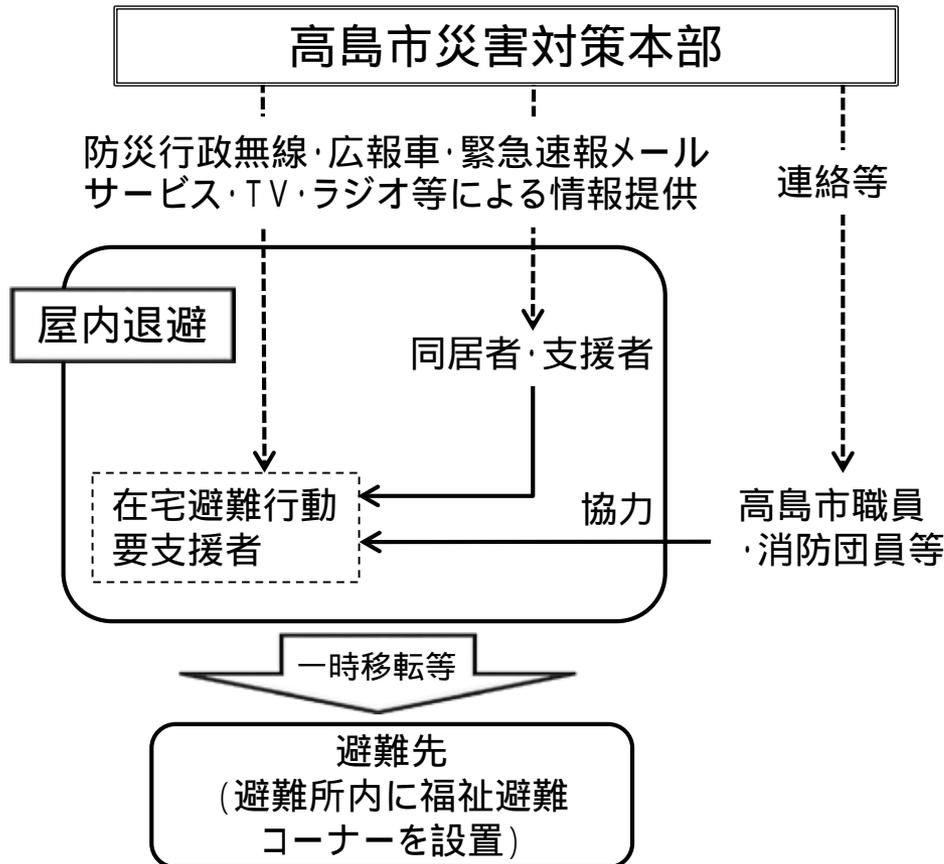
< UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設数(施設)	受入可能人数(人)
23	949
3	360
26	1309



障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

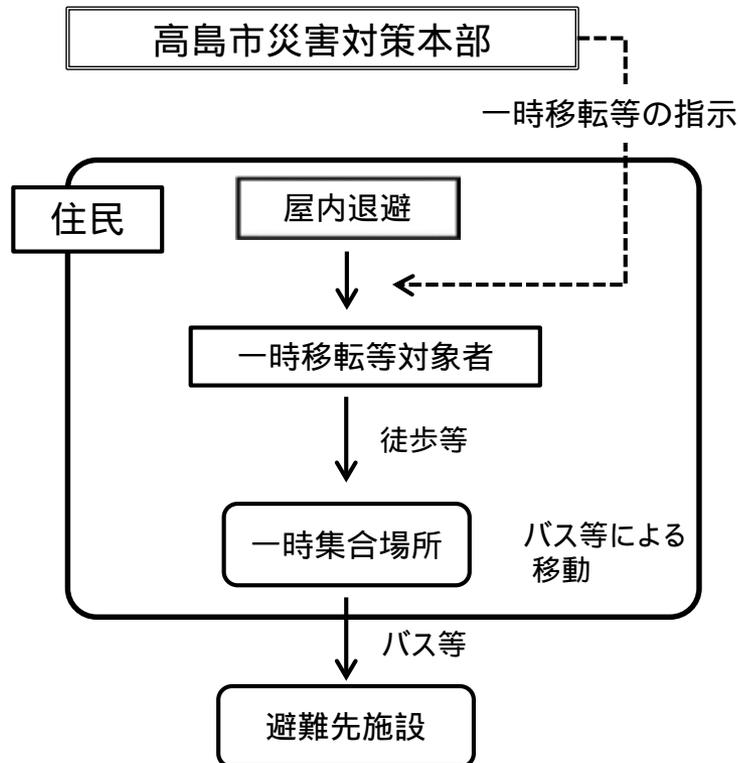


UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数 (暫定値)

市町	UPZ内(人)
高島市	48(36)

- 1 ()内は支援者有り
- 2 平成29年4月現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



< UPZ内市町の避難先 >

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先	
高島市 (537人)	高島市内	大阪府	大阪市、枚方市 高槻市 (合計:537人)

平成成29年4月1日時点

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

【高島市内の避難経路】
< 今津地域 >

国道303号 避難中継所(今津総合運動公園) 県道534号 今津中学校

< 朽木地域 >

(県道781号) 県道23号 国道367号 避難中継所(朽木中学校) グリーンパーク想いの森、朽木中学校

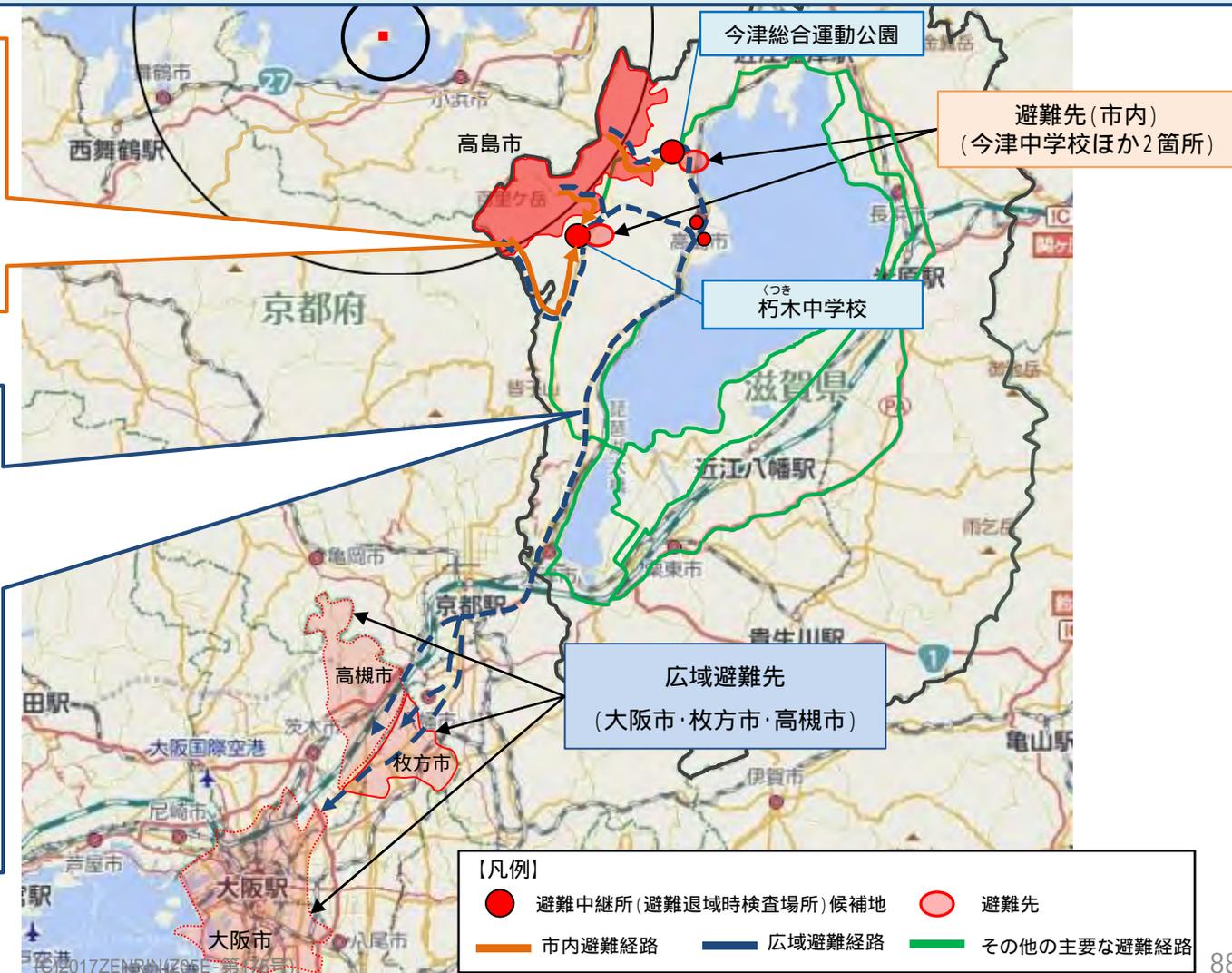
【広域避難経路(県外)】
< 今津地域 >

国道303号 避難中継所(今津総合運動公園) 県道534号 国道161号 名神高速道路(大山崎IC) 国道171号 高槻市(又は)

国道303号 避難中継所(今津総合運動公園) 県道534号 国道161号 京都東IC 名神高速道路 京都南IC 京阪国道 枚方市

< 朽木地域 >

(県道781号) 県道23号 国道367号 避難中継所(朽木中学校) 県道23号 国道161号 京都東IC 名神高速道路 第二京阪道路 門真IC 大阪市



自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または一時集合場所で屋内退避を行う。集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

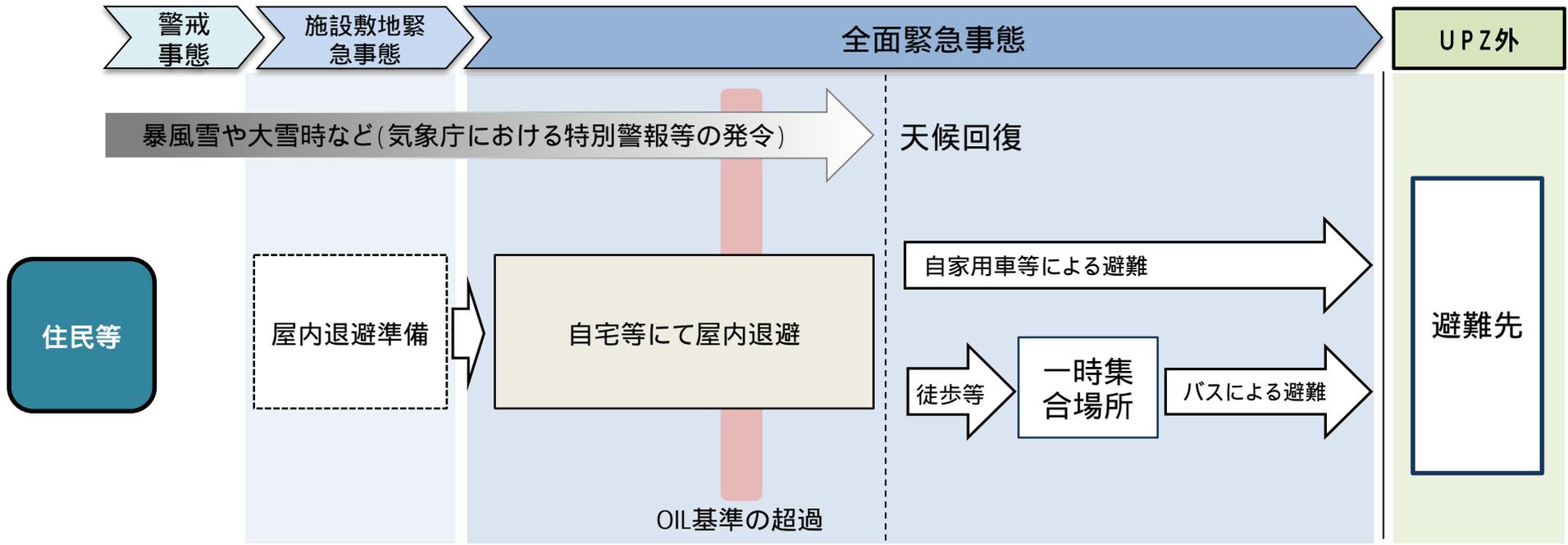
< 凡例 >

- : 集会所 (集合予定人数)
- : 一時集合場所 (集合予定人数)
- H : ヘリポート適地等
- : 重点的に復旧が必要な避難経路
- : 避難経路



- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

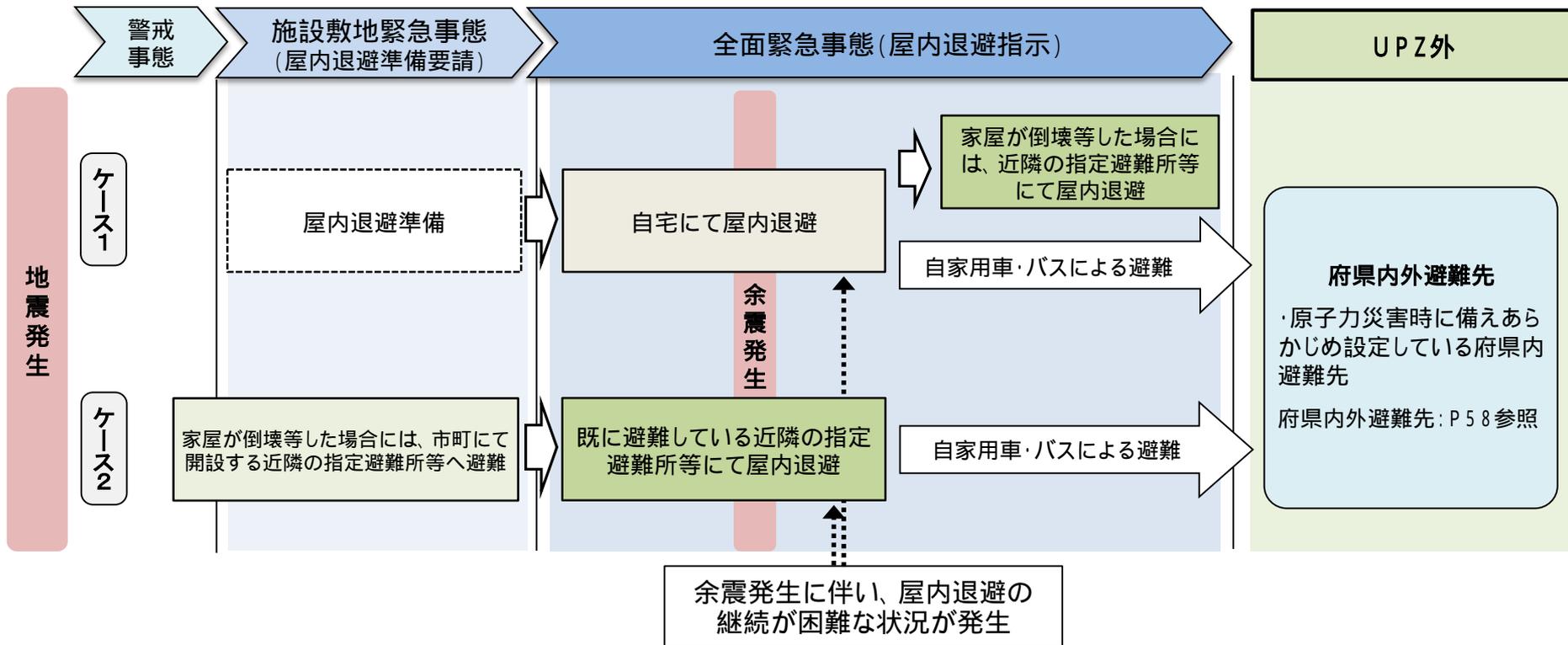
< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >



自然災害等（地震）により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う²。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

< 屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合 >



1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が56台、ストレッチャー車両が39台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（800台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	260台	175台	
医療機関	173台	253台	
社会福祉施設	350台	105台	
合計	783台 ¹	533台 ²	1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	56台	39台	・ピストン輸送（14往復）を想定



県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台（平成29年2月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が47台、ストレッチャー車両が40台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、115台と81台（148台¹）であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー（6,047台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	204台	44台	
医療機関	192台	362台	
社会福祉施設	261台	144台	
合計	657台 ²	550台 ³	² 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ³ ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	47台	40台	・ピストン輸送（14往復）を想定



府内の福祉車両保有数 ⁴	115台	81台	⁴ 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,047台（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は148台に相当
 この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用
 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が3台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、228台と20台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（1,148台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	9台	1台	
医療機関	-	-	
社会福祉施設	23台	0台	
合計	32台 ¹	1台 ²	1 車椅子車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定 2 ストレッチャー車両は1台あたり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	3台	1台	・ピストン輸送（14往復）を想定



県内の福祉車両保有数	228台	20台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,148台（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数3,645人、必要車両数83台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は878台と必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	おい町 ^{ちやう}	おまし ^お 小浜市	高浜町	わかさちやう ^わ 若狭町	美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	72,864	7,552	29,655	10,570	15,313	9,774	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,645	378	1,483	529	766	489	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定 ¹
必要車両台数 ²		83	9	33	12	18	11	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	878 (平成28年12月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。

2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数84,885人、必要車両数1,417台に対して、京都府内バス会社の保有車両数は2,298台と必要台数を要請し確保。
- なお、府内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	まいづるし 舞鶴市	あやべし 綾部市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちょう 京丹波町	京都市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	84,885	79,354	1,600	3,352	278	301	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	63,665	59,516	1,200	2,514	209	226	・UPZ内人口 × 0.75 ・住民の75%がバスによる一時移転等が必要となると想定 ¹
必要車両台数		1,417	1,323	27	56	5	6	バス1台当たり45人程度の乗車を想定



京都府内のバス会社 保有車両	2,298 (平成28年3月時点)	京都府内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

1 京都府避難時間推計シミュレーションに基づく想定
不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数537人、必要車両数32台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は505台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98 参照）。

		高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	537	H29.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	537	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定
必要車両台数		32	バス1台当たり17人程度の乗車を想定



滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	505 (平成29年4月時点)	滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	13,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

不測の事態により上述の輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

国、関係機関による輸送能力の確保

- 福井県、京都府及び滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、
 - 関西広域連合等関係機関が関西広域連合の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
 - 平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
 - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】

避難元府県内の輸送手段で対応困難



避難元府県は、他の府県のバス協会又はその会員への協力依頼を関西広域連合に要請



関西広域連合は、速やかに府県と調整し、応援の割当てを定めた応援計画を作成



応援府県は、応援計画に基づき、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請



バス協会又はその会員による住民輸送の実施



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
石川県	1,229
三重県	1,230
大阪府	4,022
兵庫県	3,917
奈良県	1,006
和歌山県	706
鳥取県	540
徳島県	515
計	13,165

不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

他の地方公共団体からの応援計画

○ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、京都府及び滋賀県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

【応援内容】

被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアの
あっせん
食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供
及びあっせん
救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
その他特に要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、
関西広域連合

【応援内容】

職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
資機材の提供
避難者及び傷病者の受入れ
その他特に要望のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、
名古屋市長

【応援内容】

応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における
必要な措置
被災者等の一時収容のための施設の提供
医療機関による傷病者の受入れ
その他特に要請のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

広域避難に係る避難者の受け入れ調整
原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

【対象】

富山県、石川県、福井県

【応援内容】

被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係るヘリコプターの派遣
救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアの
あっせん
食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供
及びあっせん
避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
医療機関による傷病者の受入
その他要請のあった事項

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアの
あっせん
食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供
及びあっせん
救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
その他特に要請のあった事項
平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】
職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
避難施設及び住宅の提供
緊急輸送路及び輸送手段の確保
医療支援
その他応援のため必要な事項

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】
住民の避難
被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

【応援内容】
職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
資機材の提供
避難者及び傷病者の受入れ
車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
医療支援
その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】
原子力防災資機材の提供
職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

【応援内容】
人的支援及び斡旋
物的支援及び斡旋
施設又は業務の提供及び斡旋
その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都府市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

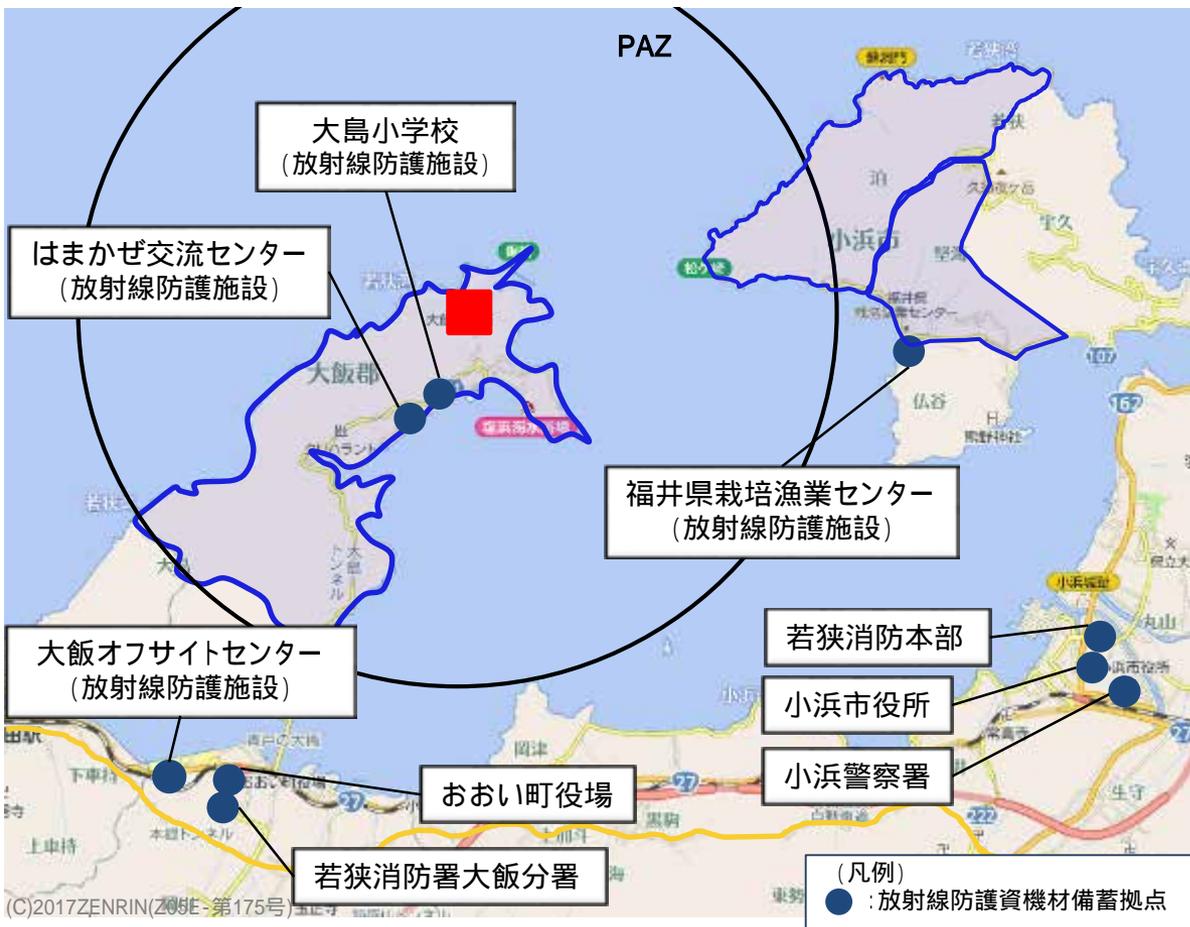
【応援内容】
職員の派遣
食料、飲料水及び生活必需品の提供
資機材の提供
避難者及び傷病者の受入れ
車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
医療支援
その他特に要請のあった事項



7 . 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 福井県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員(消防団員を含む)のほか、バス会社等の運転者、放射線防護施設の施設管理者等向けに防護服・個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、放射線防護資機材を避難誘導者、運転者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



サーベイメータ(GM管)



個人線量計

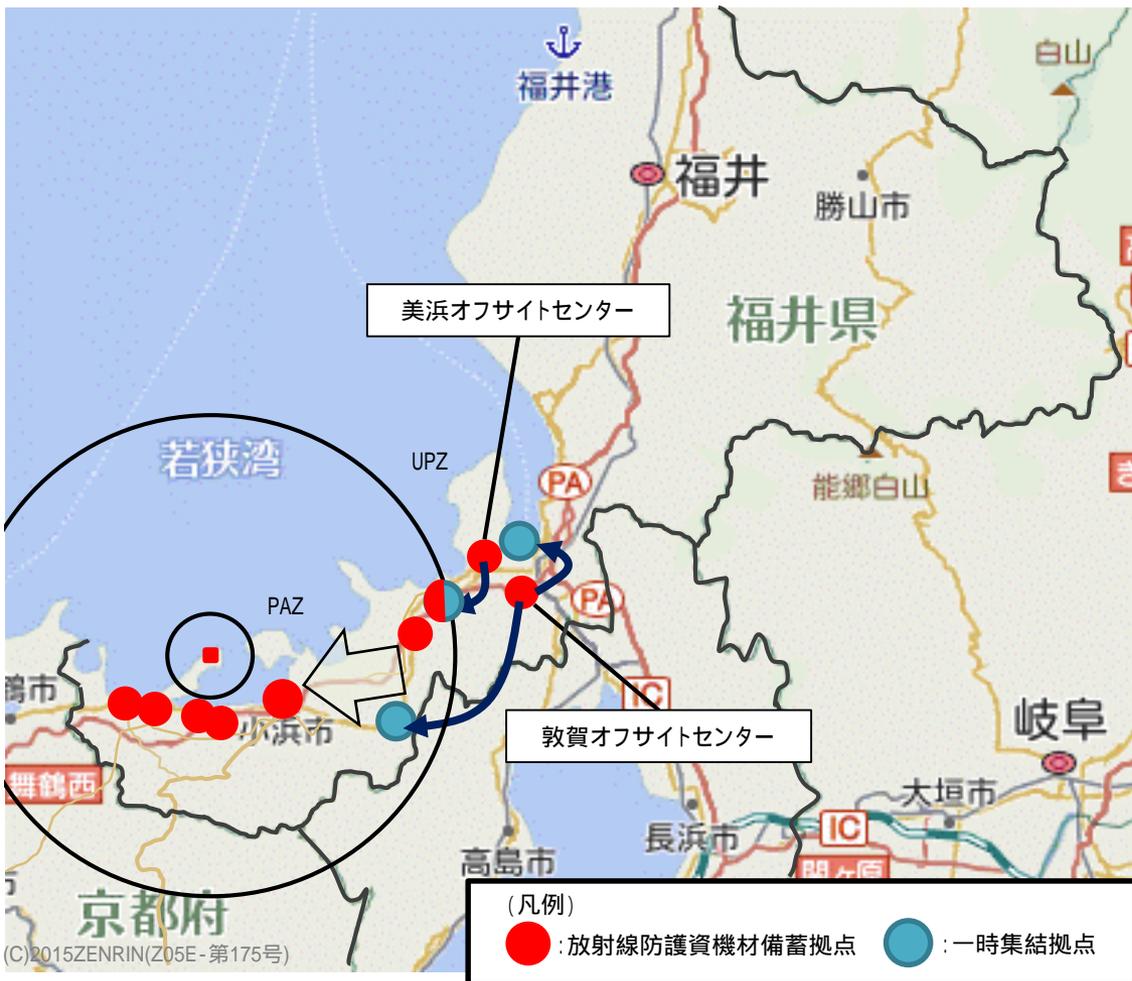


タイベックスーツ

備蓄拠点	対象者
大飯オフサイトセンター おおい町役場 小浜市役所	自治体職員、避難誘導者 バス運転者等防災関係者
小浜警察署 若狭消防本部 若狭消防署大飯分署	警察職員 消防職員、消防団員 等
はまかぜ交流センター 大島小学校 福井県栽培漁業センター	施設管理者、避難誘導者等

福井県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制

福井県原子力災害対策本部

↓ 連絡・調整

輸送事業者等

資機材搬送を担う事業者	住民搬送を担う事業者
-------------	------------

↓ 移動

放射線防護資機材備蓄拠点
(大飯OFC、高浜OFC、美浜OFC、敦賀OFC、関係市町庁舎等)

資機材の受取

↓ 資機材の搬送

一時集結拠点
(一部の避難退域時検査場所を活用)

資機材の受取

資機材の受取

資機材備蓄拠点もしくは一時集結拠点にて資機材の受取

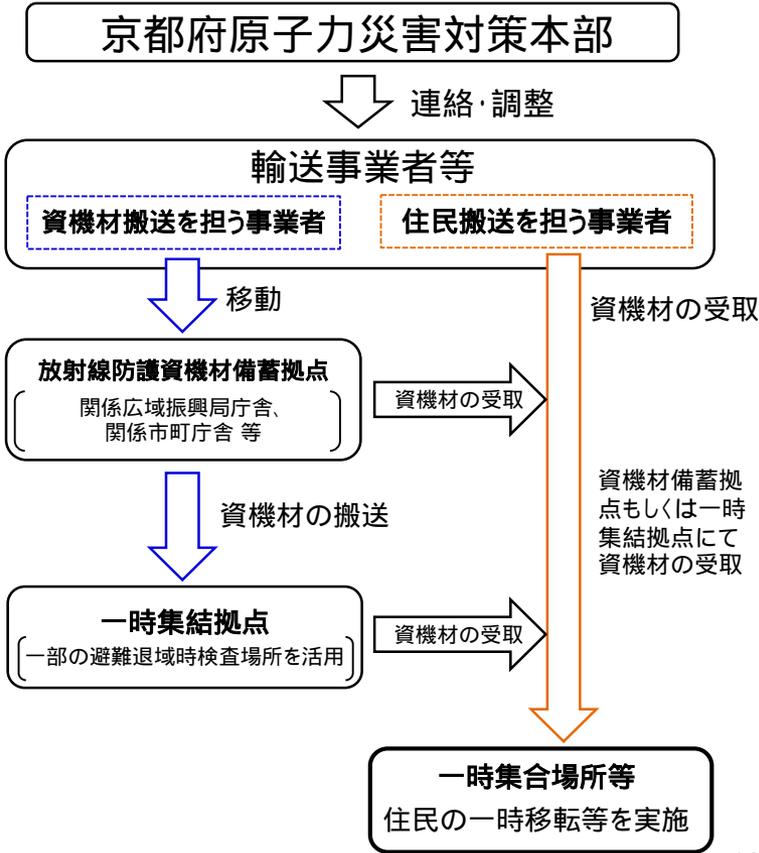
一時集合場所等
住民の一時移転等を実施

京都府におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制

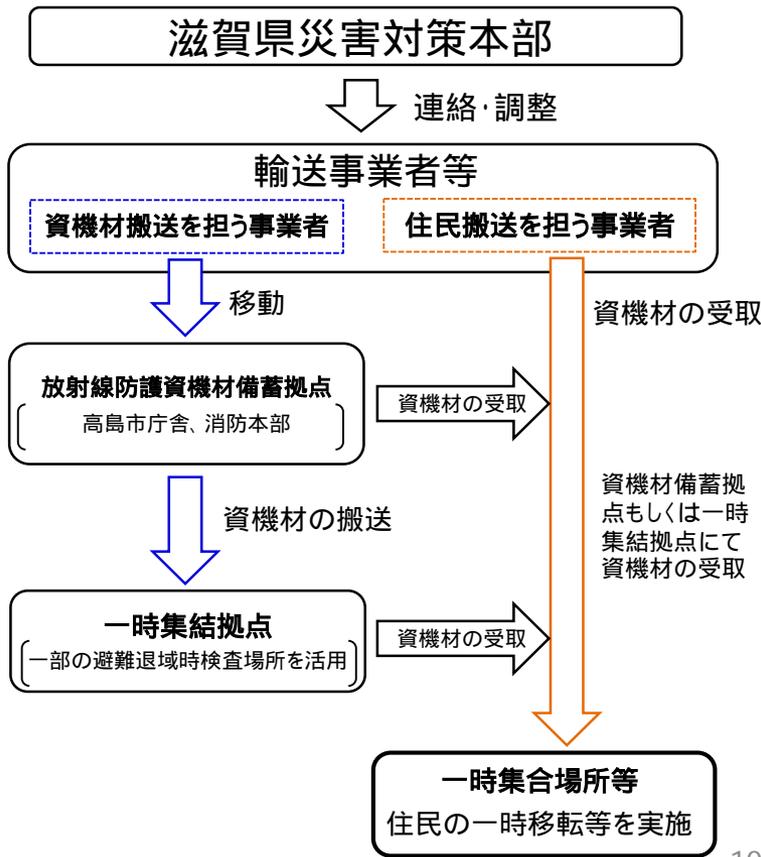


滋賀県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、原則、放射線防護資機材備蓄拠点や緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で放射線防護資機材を配布。
- 一時集結拠点等では、放射線防護資機材の使用方法に関する説明のほか、避難者搬送等の業務が、モニタリングポストにおける直近の観測結果等を基に、被ばく線量の管理目安である積算1mSvを下回ることをあらかじめ確認。
- また、PAZ同様、平時から放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



住民搬送等を担う輸送事業者等に対する放射線防護資機材の配布体制



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定 (平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定」を締結(平成28年8月5日)

○ 緊急時に備え、府県及び関係市町では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、府県が調整を行い、それぞれの府県内の全市町より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

	福井県関係市町						京都府関係市町						滋賀県関係市町	
	福井県	おおい町	高浜町	わかさ ちよう 若狭町	おぼまし 小浜市	美浜町	京都府	まいづる し 舞鶴市	あやべ し 綾部市	なんたんし 南丹市	きょうたんぼちよう 京丹波町	京都市	滋賀県	高島市
食料品 (食)	58,920	6,120	4,110	3,020	16,286	1,680	148,109	10,638	4,190	9,964	9,930	640,500	258,460	35,070
飲料水 (リットル)	-	3,432	100,468	1,200	3,232	1,008	56,035	3,912	2,359	7,416	5,400	444,000	9,408	34,356
毛布 (枚)	19,480	900	1,657	961	2,440	1,610	63,231	3,555	4,180	698	790	72,288	26,950	11,450
簡易トイレ (基) 括弧内は携帯型の個数	237	22	53	33	23	-	1,400	10 26	54	340	8 50	1,431 2,336	-	20 872

上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。
 上記の数量は福井県はH28.11時点、京都府はH28.4時点、滋賀県はH29.1時点。
 福井県の飲料水備蓄については、浄水器(1台あたり2,000ℓ/時間造水可能)10台を利用することで対応する。

福井県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

○ 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、福井県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等	市町	協定の種類・締結民間企業等
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	福井県米穀(株)、福井県生活協同組合連合会、福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、(一財)福井市中央卸売市場協会、(株)パロー、(有)南部酒造場、(株)ハビース、(株)若狭瓜割、(株)おおい、北陸コカ・コーラボトリング(株)、サントリーフーズ(株)、キリンパレッジ(株)北陸支社、(株)ローソ、(株)ファミリーマート、大塚製薬(株)、西日本段ボール工業組合	おおい町	生活物資等の供給【福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルビ-ガス協会福井支部】
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	福井県石油業協同組合、(社)福井県エルビ-ガス協会	高浜町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルビ-ガス協会若狭支部】
	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送、専門家等の派遣	(一社)福井県トラック協会	若狭町	生活物資等の供給【JA若狭、JA敦賀美方、協同組合三方SC、(株)PLANT、(株)若狭瓜割、(株)光洋若狭工場、福井県民生活協同組合】
	災害時等における物資の保管等に関する協定	災害発生時における救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理および出庫	福井県倉庫協会	美浜町	生活物資等の供給【NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ティケーエス、美浜町衣料品組合、敦賀美方農業協同組合、美浜町商業振興協同組合、美方菓子組合美浜支部、美浜町食品組合、美浜町料理飲食店組合、福井県民生活協同組合】 燃料等の供給【(社)福井県エルビ-ガス協会敦賀支部、美浜町石油組合】

京都府における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

○ 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、京都府は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

		協定の種類	内容	締結民間企業等	市町	協定の種類・締結民間企業等
京都府	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	災害時における応急対策物資供給等	府JA中央会、府生協連、イズミヤ、イオンリテール、西友、ダイエー、大丸京都店、高島屋京都店、藤井大丸、JR伊勢丹、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)サークルKサンクス、コカ・コーラウエスト(株)、ダイドードリンコ(株)西日本営業部、サントリーフーズ(株)近畿支社、京都パン協同組合、全日本パン協同組合連合会近畿東海北陸ブロック、(株)ケーヨー、「5日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会、(一社)京都府LPガス協会	府JA中央会、府生協連、イズミヤ、イオンリテール、西友、ダイエー、大丸京都店、高島屋京都店、藤井大丸、JR伊勢丹、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)サークルKサンクス、コカ・コーラウエスト(株)、ダイドードリンコ(株)西日本営業部、サントリーフーズ(株)近畿支社、京都パン協同組合、全日本パン協同組合連合会近畿東海北陸ブロック、(株)ケーヨー、「5日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会、(一社)京都府LPガス協会	まいづるし 舞鶴市	生活物資等の供給【舞鶴商工会議所、(株)エール、NPO法人コメリ災害対策センター、ゴダイ(株)】 燃料等の供給【(社)京都府エルピーガス協会舞鶴支部】
	災害等緊急時における貨物自動車輸送の応援に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(一社)京都府トラック協会	(一社)京都府トラック協会	あやべし 綾部市	生活物資等の供給【京都丹の国農業協同組合、(株)マツモト、近畿コカ・コーラボトリング(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、ゴダイ(株)】 燃料等の供給【(社)京都府エルピーガス協会綾部支部】
	災害時の支援活動等における相互協力に関する協定	災害時における緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者への情報提供等	京都府石油商業組合	京都府石油商業組合	なんたんし 南丹市	生活物資等の供給【(株)ケーエスケー、(株)Aコープ園部店、(株)井筒ハツ橋本舗、男前豆腐店(株)、京都農業協同組合、(株)湖池屋、NPO法人コメリ災害支援センター、(株)仙太郎、(株)ダイコー、(株)虎屋、南丹市商工会、日本ミルクコミュニティ(株)、(株)伏見屋、(株)マツモト、近畿コカ・コーラボトリング(株)】 燃料等の供給【(社)京都府エルピーガス協会南丹船井支部】
	災害時等における物資の保管等に関する協定	災害時における救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫	京都倉庫協会	京都倉庫協会	きょうたんばちよう 京丹波町	生活物資等の供給【近畿コカ・コーラボトリング(株)】 燃料等の供給【(社)京都府エルピーガス協会南丹船井支部】
					京都市	生活物資等の供給【(株)大丸松坂屋百貨店大丸京都店、(株)高島屋京都店、(株)藤井大丸、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、(株)ファミリーマート、(株)セブン・イレブン・ジャパン、(株)ローソン、京都生活協同組合、関係中央卸売市場、京都パン共同組合、全日本パン共同組合連合会近畿倒壊北陸ブロック、伏見酒造組合、コカ・コーラウエスト(株)、ダイドードリンコ(株)西日本営業部、サントリーフーズ(株)近畿支社、樋口鉱泉(株)、コーナン商事(株)、京都福祉介護用品協会、(一社)日本非常食推進機構】 燃料等の供給【京都府石油商業組合、(一社)京都府LPガス協会】 物資等の輸送【(一社)京都府トラック協会、(公社)京都青年会議所、(一社)京都府バス協会、佐川急便(株)西日本支社、ヤマト運輸(株)】

法人名等は協定締結当時の名称

○ 高島市及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、滋賀県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

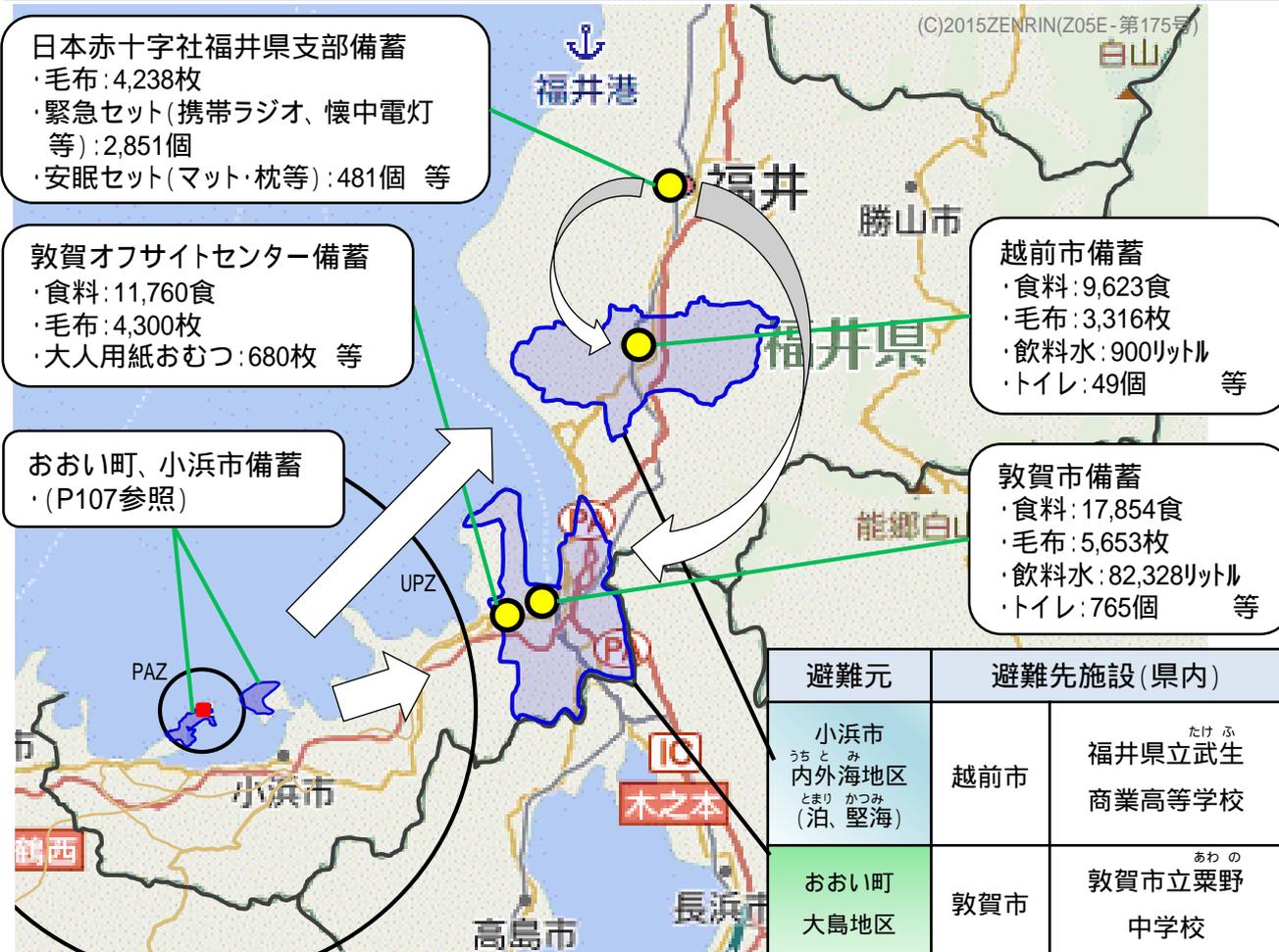
	協定の種類	内容	締結民間企業等
滋賀県	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	災害救助に必要な物資の調達および供給等	滋賀県生活協同組合連合会、(株)西友、(株)平和堂、ジャスコ(株)近畿カンパニー、(株)草津近鉄百貨店、コーストア(株)、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)セブン-イレブン・ジャパン、富士産業(株)、(株)ファミリーマート、三笠コカ・コーラボトリング(株)
	災害時の燃料の供給に関する協定	災害時における石油類燃料の供給等	滋賀県石油商業組合
	災害時における物資の輸送に関する協定	災害時における物資の輸送	(一社)滋賀県トラック協会、滋賀県漁業協同組合連合会、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)、(株)ノエビア
	災害時における物資の保管等に関する協定	災害時における物資の輸送、受入れ、仕分け、保管および出庫等の物流業務	一般社団法人全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会

市町	協定の種類・締結民間企業等
高島市	<p>生活物資の供給等 【生活協同組合コープしが、(株)アヤマディオ、(株)ナフコ、NPO法人コメリ災害対策センター】</p> <p>燃料の供給等 【社団法人滋賀県エルピーガス協会高島支部、滋賀県石油協同組合高島支部】</p> <p>物資等の輸送 【社団法人滋賀県トラック協会湖西支部、高島市漁業振興連絡会】</p>

法人名等は協定締結当時の名称

おおい町及び小浜市からのPAZ内避難時（県内避難）の物資備蓄・供給体制

- おおい町、小浜市のPAZ内からの避難住民の受入れ時には、受入先自治体による備蓄のほか、福井県、おおい町及び小浜市による備蓄、さらには福井県、おおい町及び小浜市と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄、日本赤十字社福井県支部に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、福井県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 福井県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、福井県から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



	協定の種類	内容
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定 ほか3協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
おおい町	災害時における物資供給に関する協定 ほか1協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
小浜市	災害時等における生活物資の供給協力に関する協定 ほか1協定	災害時等における生活物資の供給

詳細はP108参照

避難元自治体による流通備蓄
・食料品、飲料水、日用品、衣料品
・その他おおい町及び小浜市が指定する物資

避難元	避難先施設(県内)	
小浜市 うちとみ内外海地区 とまりかつみ(泊、堅海)	越前市	福井県立武生商業高等学校
おおい町 大島地区	敦賀市	敦賀市立栗野中学校

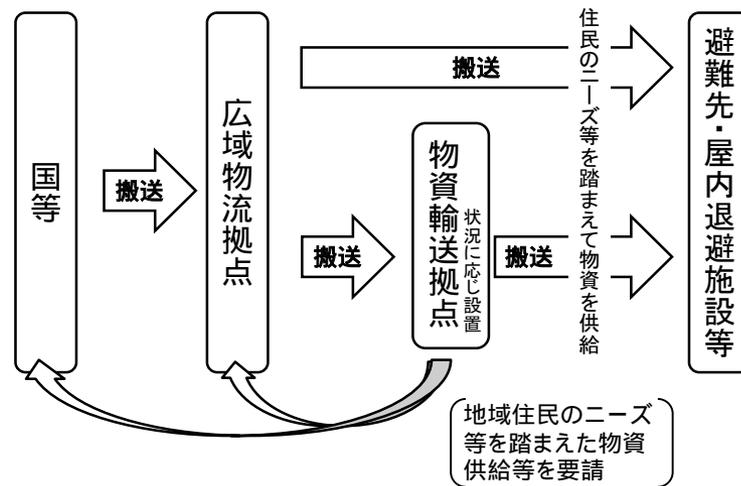
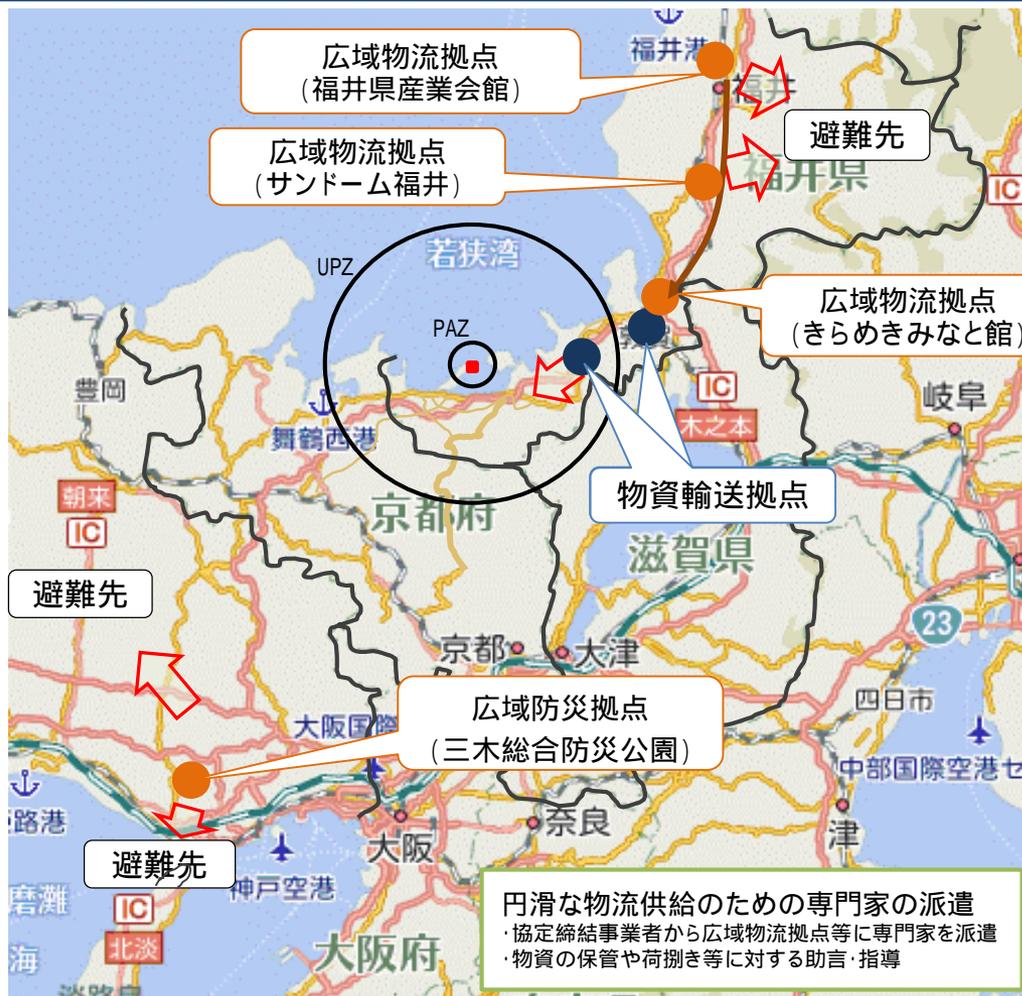
() 物資備蓄数は概数

福井県における物資の調達・供給

○ 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため広域物流拠点を指定。広域物流拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等や物資輸送拠点に輸送。

福井県にて指定している広域物流拠点の他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。

- 物資輸送拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行うとともに、広域物流拠点で受け入れた支援物資を住民の避難先等へ円滑に輸送。
- 広域物流拠点・物資輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



広域物流拠点
(福井県産業会館、サンドーム福井、きらめきみなと館)

- ・避難・屋内退避住民に対する政府等の供給食料・物資の集積
- ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
- ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
- ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
- ・避難住民への食料・物資の供給
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

物資輸送拠点

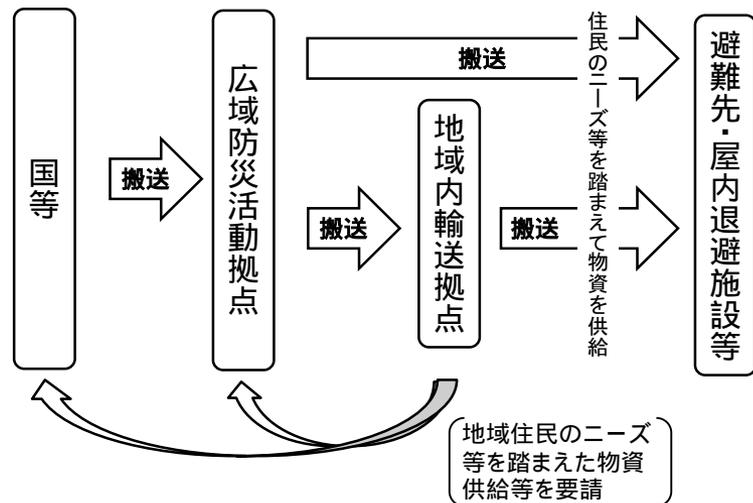
- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
- ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
- ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報) 等

京都府における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため広域防災活動拠点を設定。広域防災活動拠点では、市町の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等や地域内輸送拠点に輸送。
京都府にて設定している広域防災活動拠点他にも、協定に基づき、倉庫協会に所属する倉庫業者の倉庫も物流拠点として活用。
- 地域内輸送拠点では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 広域防災活動拠点・地域内輸送拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



円滑な物流供給のための専門家の派遣
 ・協定締結事業者から広域防災活動拠点等に専門家を派遣
 ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導



- 広域防災活動拠点**
 (丹波自然運動公園、山城総合運動公園)
- ・避難・屋内退避住民に対する政府等の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食料・物資の集積
 - ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
 - ・避難住民への食料・物資の供給
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

- 地域内輸送拠点**
- ・避難先住民や屋内退避住民への食料・物資の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

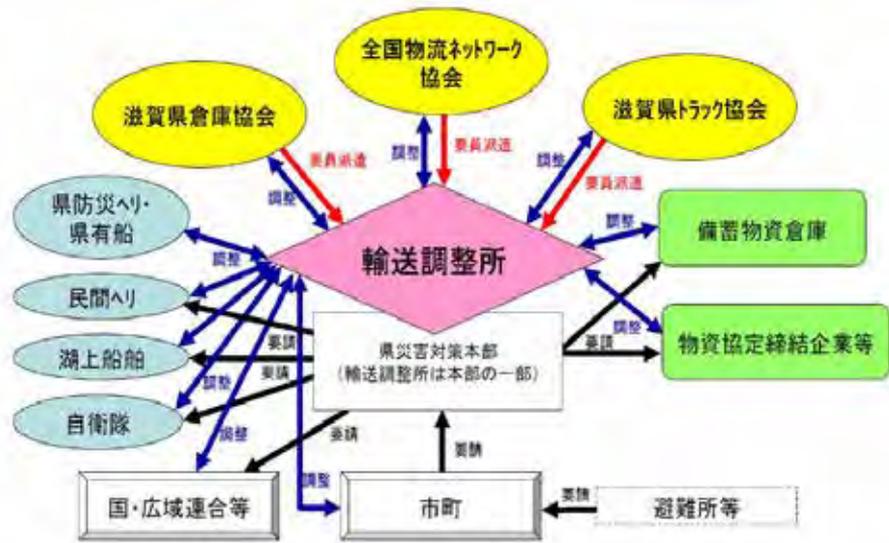
滋賀県における物資の調達・供給

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため物資輸送拠点を、協定により選定を受けた民間倉庫(30箇所)等の空き状況等を考慮し決定。
- 物資の効率的な輸送を図るため、災害時に(一社)全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会、(一社)滋賀県トラック協会を中核とした輸送調整所を滋賀県災害対策本部内に設置し、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を利用して国民共同による緊急輸送体制を構築。
- 物資輸送拠点では、高島市の要求を踏まえて必要な食料や物資を分別し、住民の避難先等に輸送。
- 輸送調整所では、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。



(凡例)
● : 物資輸送拠点 ● : 湖上輸送拠点

【輸送調整所の設置と緊急輸送体制】



物資輸送拠点
・避難・屋内退避住民に対する県外などからの緊急物資等の受け入れ、整理、積み替え、一時保管等を行う拠点。

湖上輸送拠点
・琵琶湖が県央にある地理特性を活かし、県有船や民間船舶等を利用した湖上輸送を行うための拠点。

原子力事業者による生活物資等の支援体制

- 関西電力では、災害時に福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、原子力事業本部及び原子力発電所に備蓄している食料、生活物資等を支援する備蓄体制を整備。
- さらに、バックアップとして京都府、滋賀県、大阪府等の本店・支社および近隣の事業所に備蓄している生活物資について出来る限り支援する。
- 物資等の輸送に関しては、関西電力が非常災害時に備えて、日常から物流業務を委託している民間業者と締結した資機材全般の輸送に係る協定を活用する。

生活物資の備蓄状況

	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
合計	59,600	14,000	1,300

H29.8月時点

物資の供給は、各府県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用のうえ、要請に対応。

上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。

その他、携帯トイレ等についても備蓄をしている。

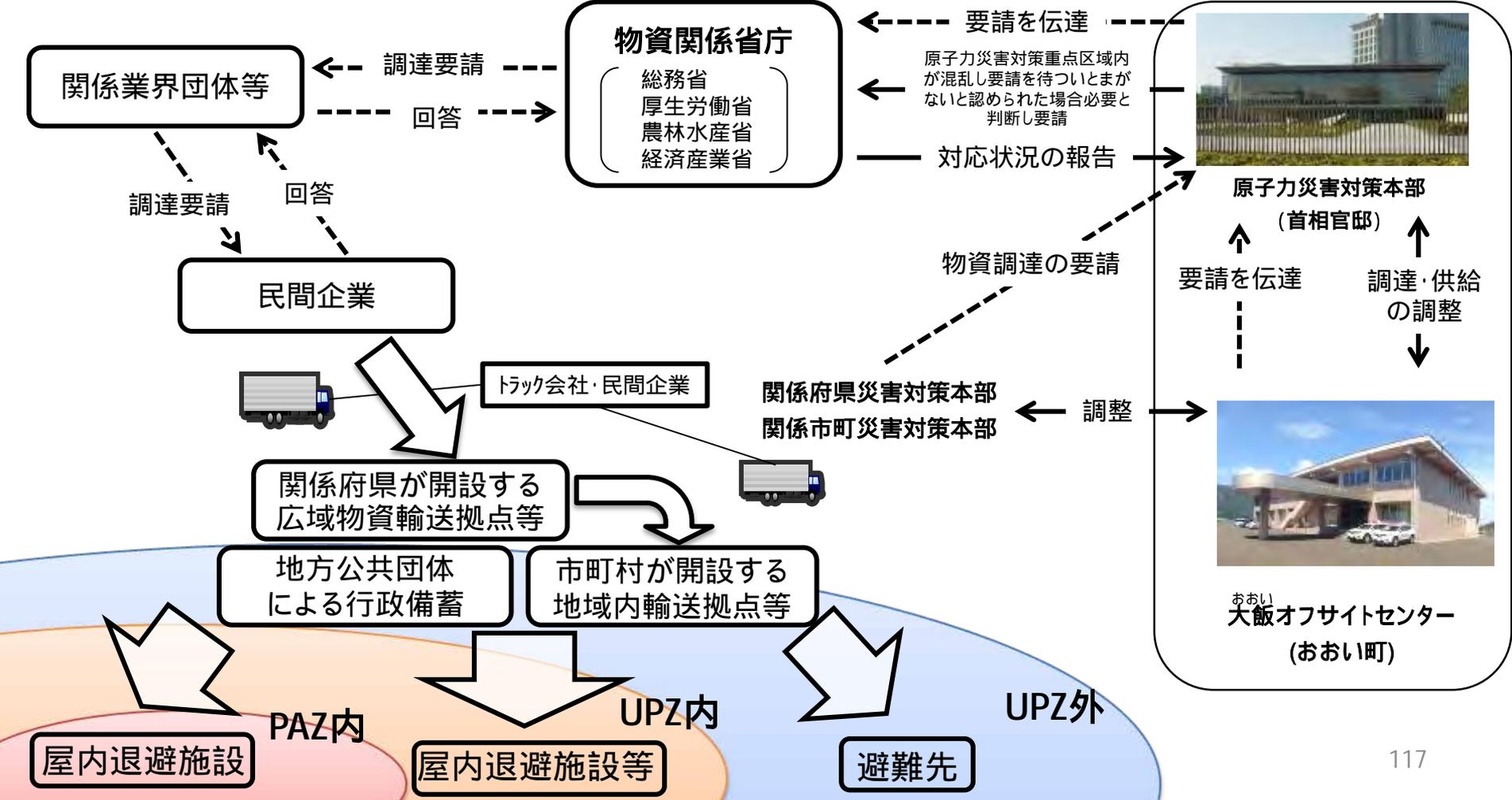
災害時における物資の輸送に関する協定等の締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
非常災害時における資機材等の輸送用車両の優先提供に関する協定	輸送車両の優先利用等	関西圏域の民間業者



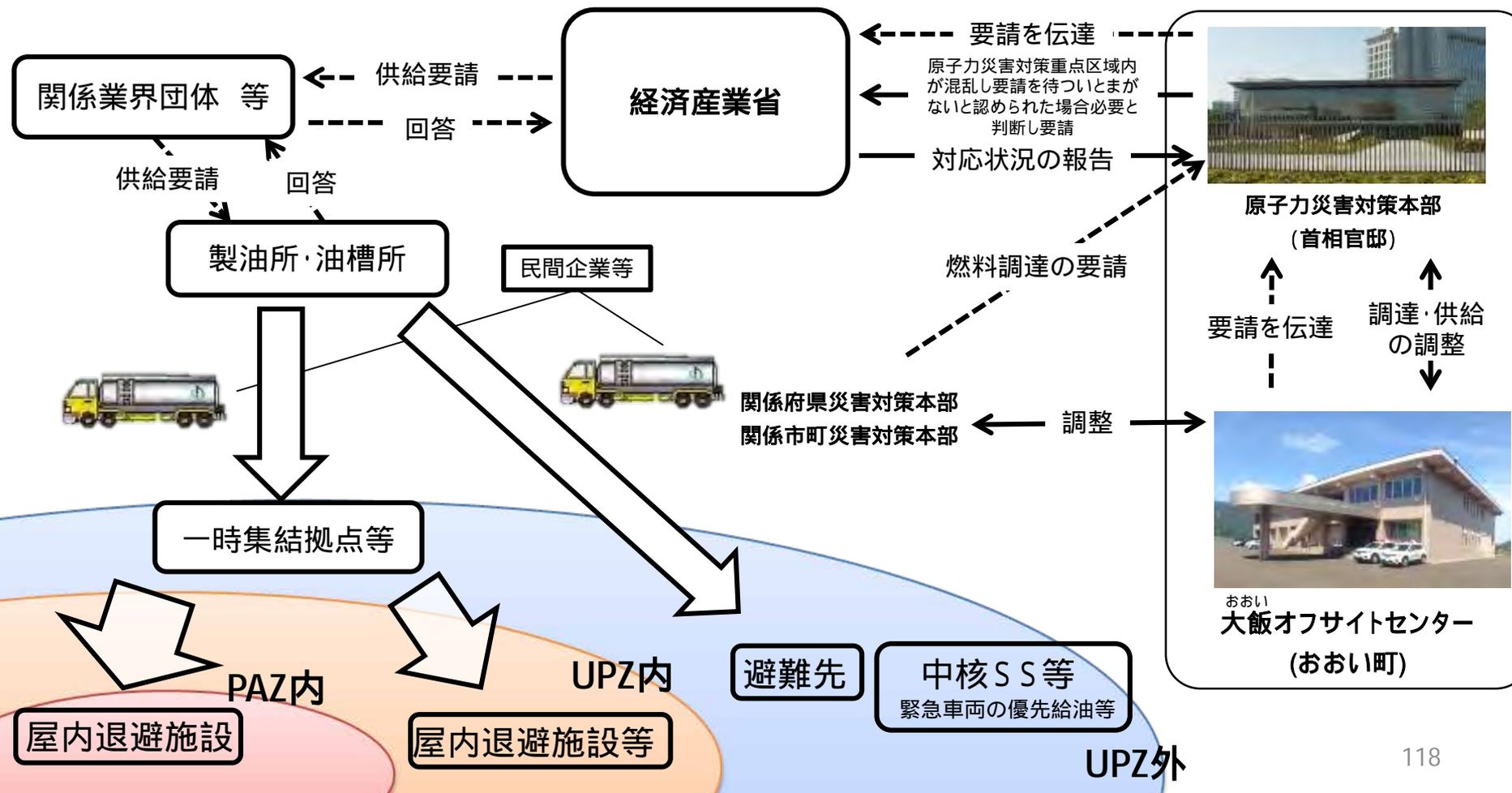
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 関係府県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係府県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、国の原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、関係府県が開設する広域物資輸送拠点等への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 関係府県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係府県及び関係市町から、国の原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、国の原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から屋内退避施設や避難先等への搬送を行う。



○ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

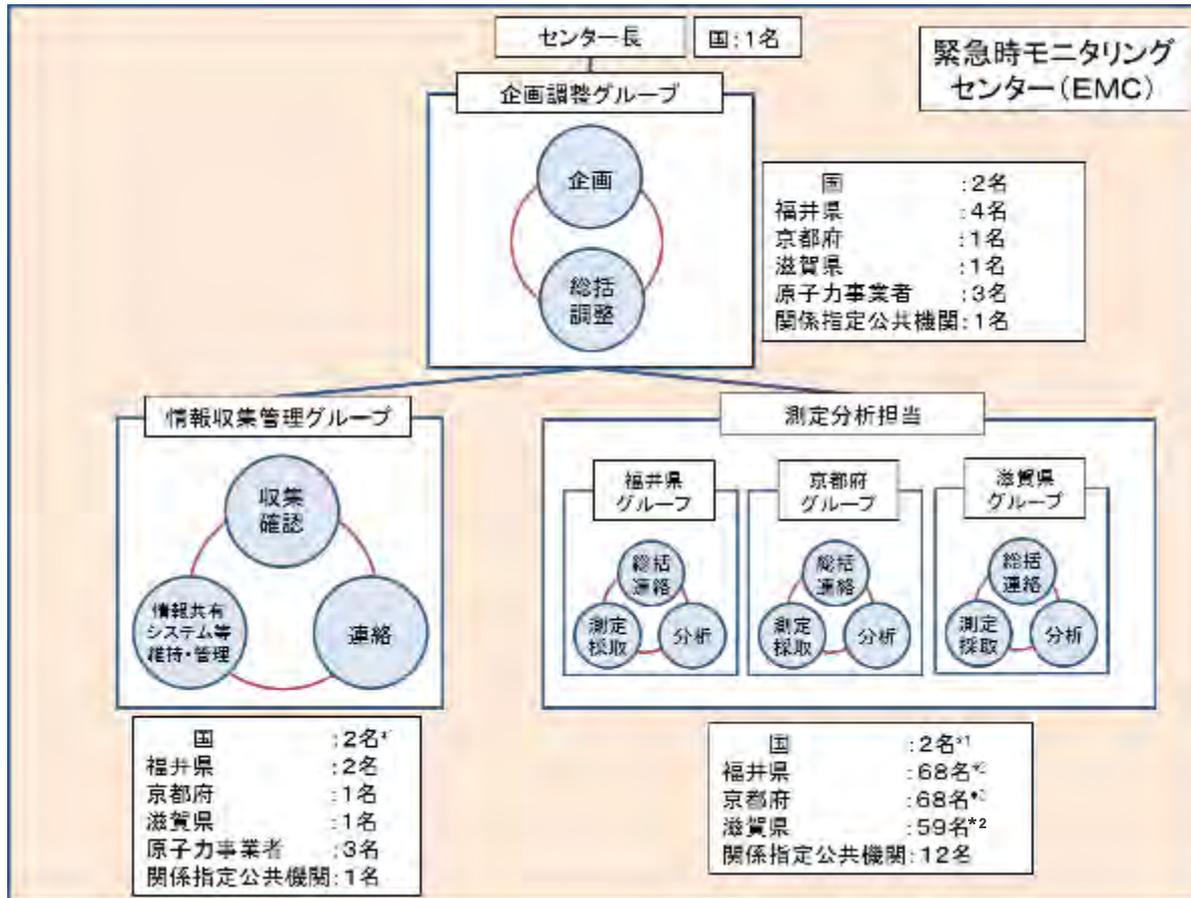
物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄

8. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを大飯ウサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの府県に拠点を設置する。
- 高浜原子力規制事務所に大飯・高浜地域を担当する2名の上席放射線防災専門官を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

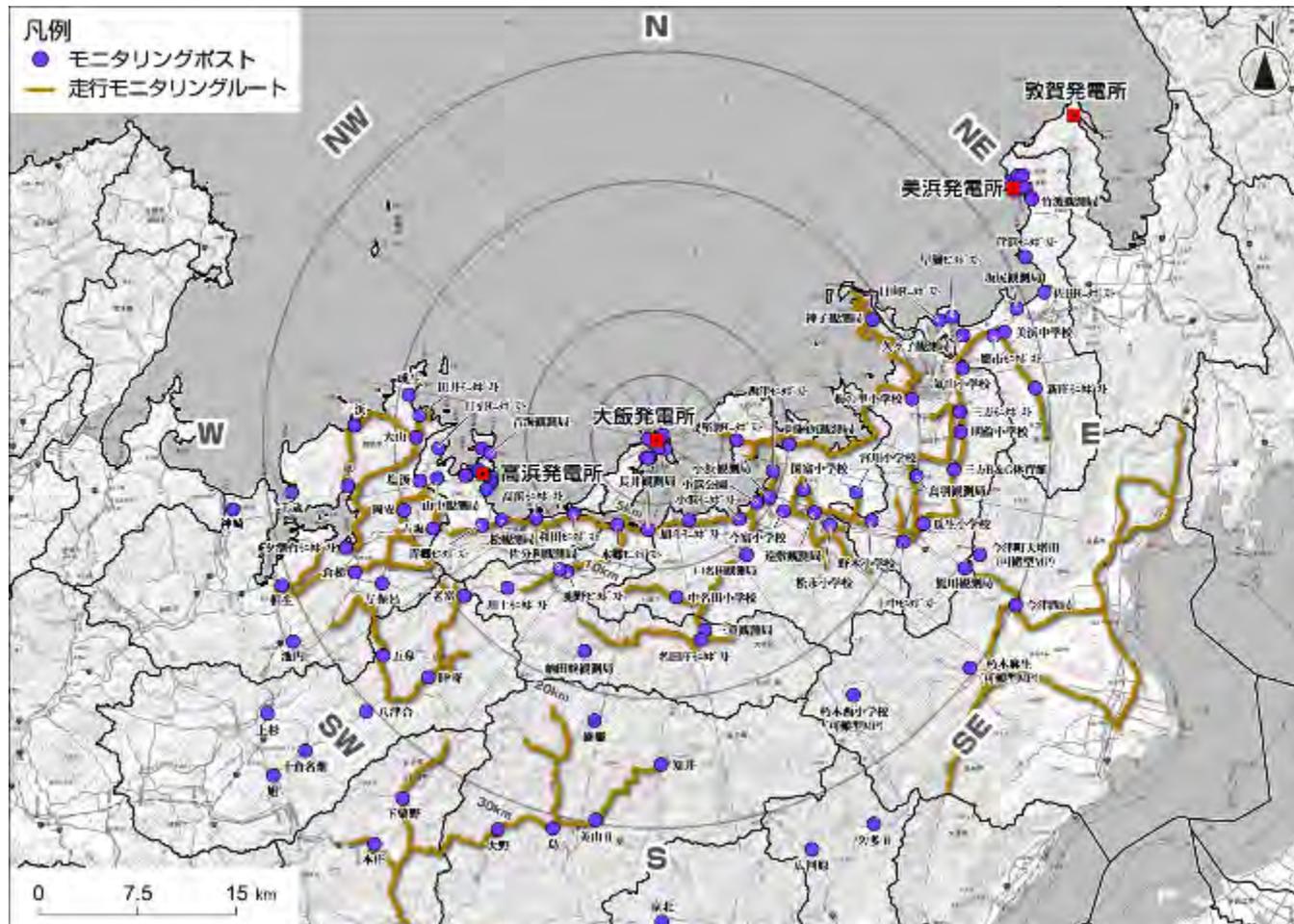
測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

*1 国から委託を受けた民間の機関含む

*2 協定に基づく原子力事業者を含む

- 大飯地域におけるUPZ内及びその周辺の福井県、京都府及び滋賀県の11市町(福井県5市町、京都府5市町、滋賀県1市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点100地点(PAZを除く福井県33地点、京都府30地点、滋賀県4地点、原子力事業者33地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 大飯発電所敷地内及びPAZ内では、9地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。



○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、原子力事業者:60局)及び簡易型電子線量計観測局(55局)で、福井県域の放射線量等を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(18台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【115局】



簡易型電子線量計観測局 【55局】
(バッテリー付)



可搬型モニタリングポスト 【18台】
(バッテリー付)



ガンマ線核種分析ラボ車 【1台】
(高性能モニタリングカー)



モニタリングカー 【1台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【5台】

○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(京都府:29局(水準調査用9局を含む。)、原子力事業者:2局)及び簡易型電子線量計(31局)で京都府域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(5台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【31局】



簡易型電子線量計 【31局】



可搬型モニタリングポスト 【5台】
(太陽光パネル+バッテリー付)



モニタリングカー 【3台】
(走行サーベイ車)



モニタリングカー 【1台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【3台】

○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



モニタリングポスト 【15局】



可搬型モニタリングポスト 【12台】

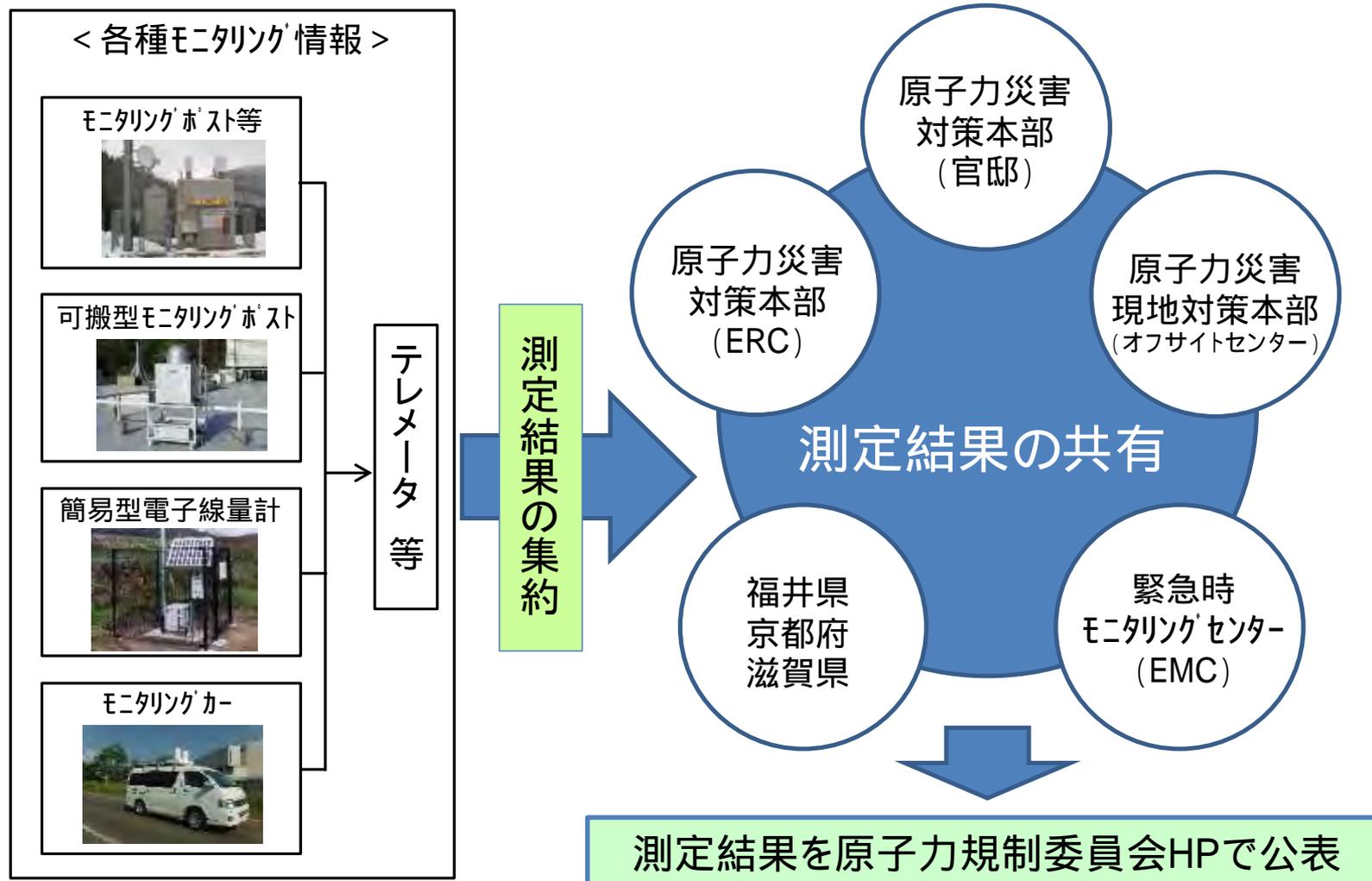


モニタリングカー 【2台】



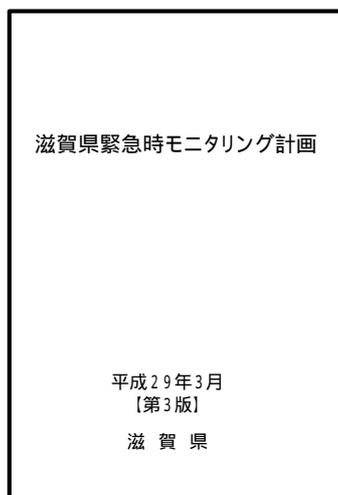
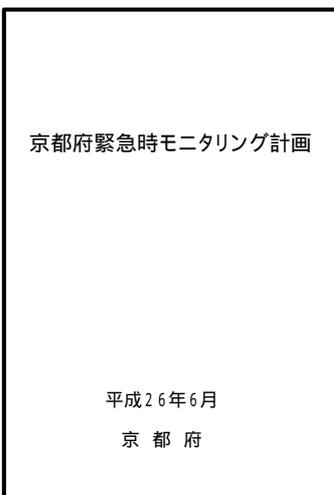
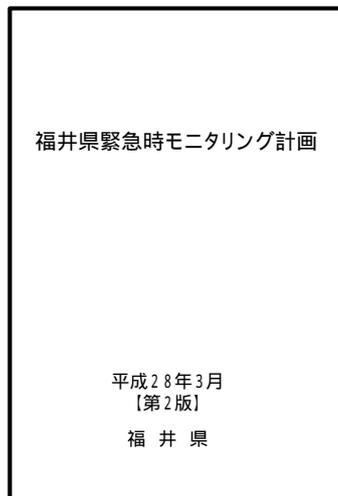
可搬型ダストヨウ素サンプラー 【4台】

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



テレメータ: モニタリング情報収集装置

- 福井県、京都府、滋賀県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

< 実施項目 >

例)

モニタリングの継続
固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
モニタリングカーによる測定の実施
ヨウ素サンプラーの設置・測定
飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

< 実施主体 >

例)

緊急時モニタリングセンター(測定分析担当) 等

< 情報共有 / 報告の体制 >

< 注意事項 >

等

【その他添付資料等の例】

測定項目一覧
地図及び観測局等の地点図 等

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

< 概要 >

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

- 動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、
- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
 - 上述の情報の更新の方法
 - 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
 （平成26年度調査による。福井県、京都府、滋賀県、関西電力を除く。）

	要員 (数)	可搬型 モニタリング ポスト(台)	モニタリング カー(台)
国	12	40	9
道府県	752	217	20
原子力 事業者	550	44	30
関係指定 公共機関	111	21	5

各資機材については保有数を記載。

○ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、福井県、京都府及び滋賀県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

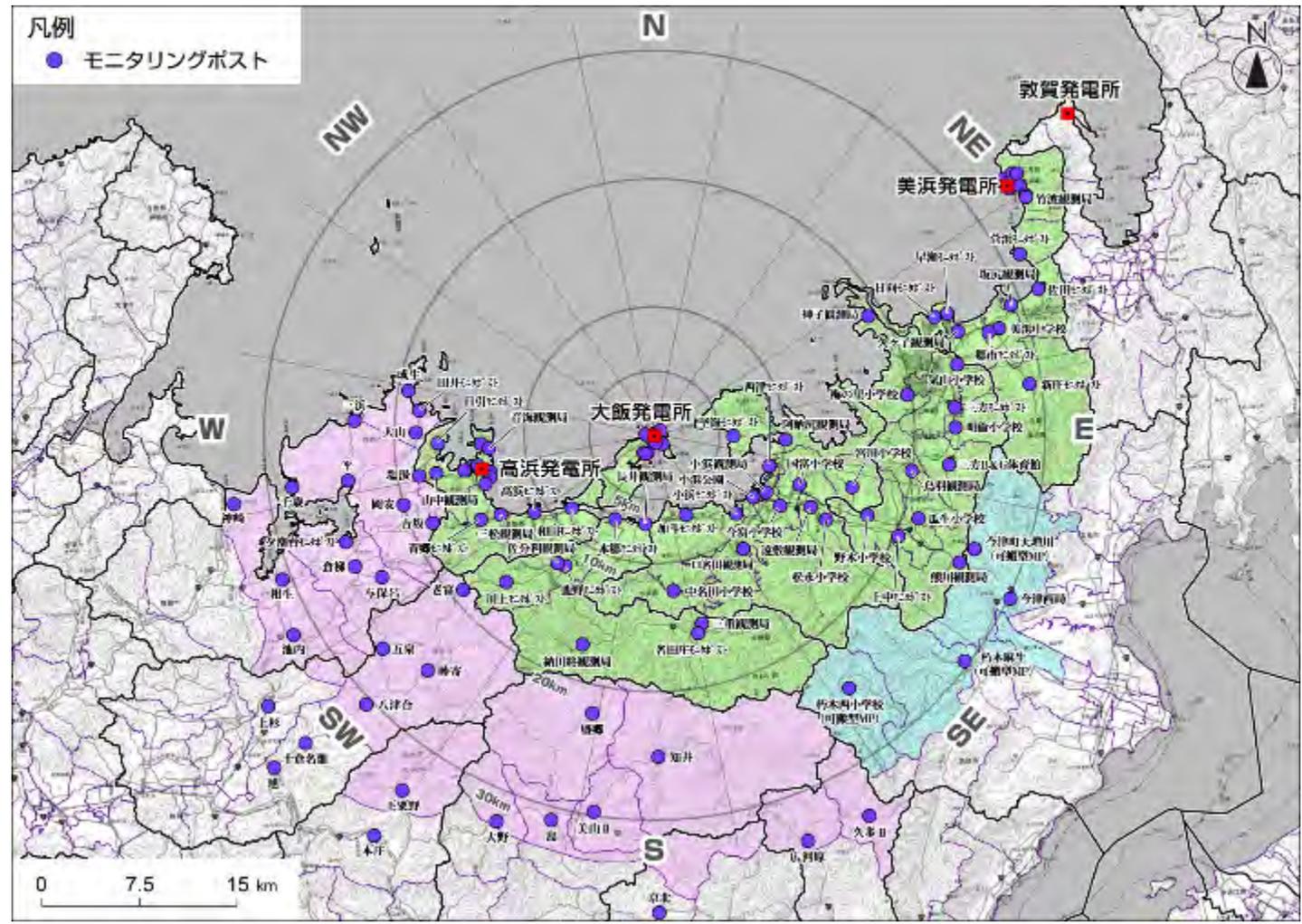


図 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト等(計6局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量等を測定
電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(モニタリングポスト等の代替用6台を含む10台)の放射線量を測定
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)を配備
- 可搬型放射線計測装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【6局】



可搬型モニタリングポスト【10台】
(衛星系回線による通信機能付)



モニタリングカー【1台】



可搬式ダストサンプラ



ZnSシンチレーション
サーベイメータ



線サーベイメータ



(サーベイメータ類)

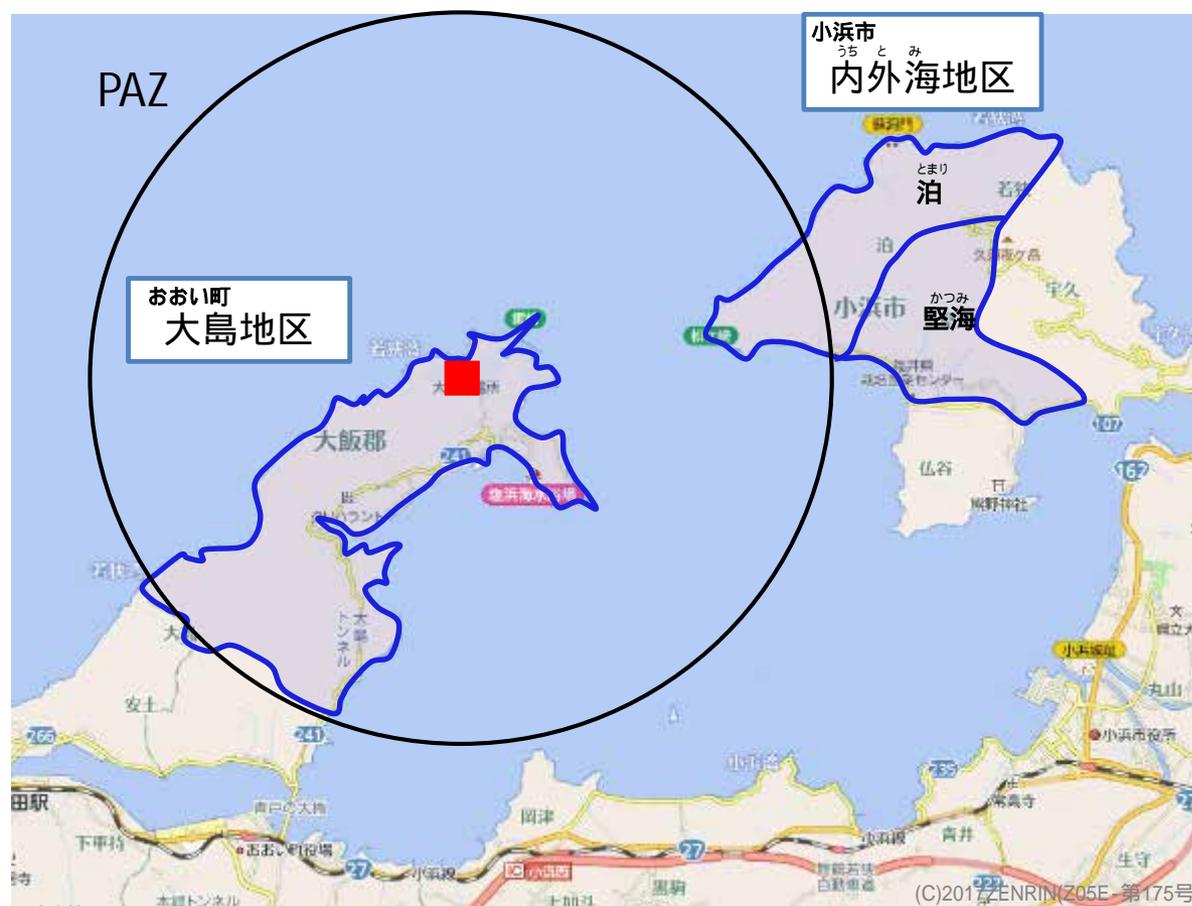
主な可搬型放射線計測装置の例

モニタ車に搭載する可搬型測定機材の例

9．原子力災害時の医療の実施体制

(安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

- 福井県おおい町及び小浜市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を平成26年より開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では平成29年4月現在、850人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



地区	住民数 (人)	配布者数 (人)
おおい町 大島地区	736	595
小浜市 内外海地区 (泊・堅海)	267	255
合計	1,003	850

対象住民数
 福井県：平成29年4月現在
 配布者数
 福井県：平成29年4月現在

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計53箇所の施設に合計で丸剤1,920,000丸と粉末剤18,000gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤19,800包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 原子力事業者は、福井県から要請があった場合は可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。

<福井県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

福井県内: 53箇所中
 おおい
 大飯地域周辺備蓄13箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等
 (計40箇所)

おおい町: 4箇所
 小浜市: 17箇所
 高浜町: 5箇所
 若狭町: 4箇所
 美浜町: 10箇所

京都府における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、京都府は計53箇所の施設に合計で丸剤400,000丸と粉末剤8,000gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤7,320包を備蓄。
- 緊急配布は府及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

< 京都府における安定ヨウ素剤の備蓄場所 >



安定ヨウ素剤備蓄場所

京都府：53箇所

府及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結場所等
(計53箇所)

舞鶴市：30箇所
綾部市：7箇所
南丹市：4箇所
京丹波町：6箇所
京都市：6箇所

滋賀県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、滋賀県は計129箇所の施設に合計で丸剤592,000丸、粉末剤2,350gを備蓄及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤2,580包を備蓄。
- 緊急配布は備蓄場所となっている一時集合場所等にて、県及び関係市町職員が、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<滋賀県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

滋賀県：129箇所中
高島市84箇所

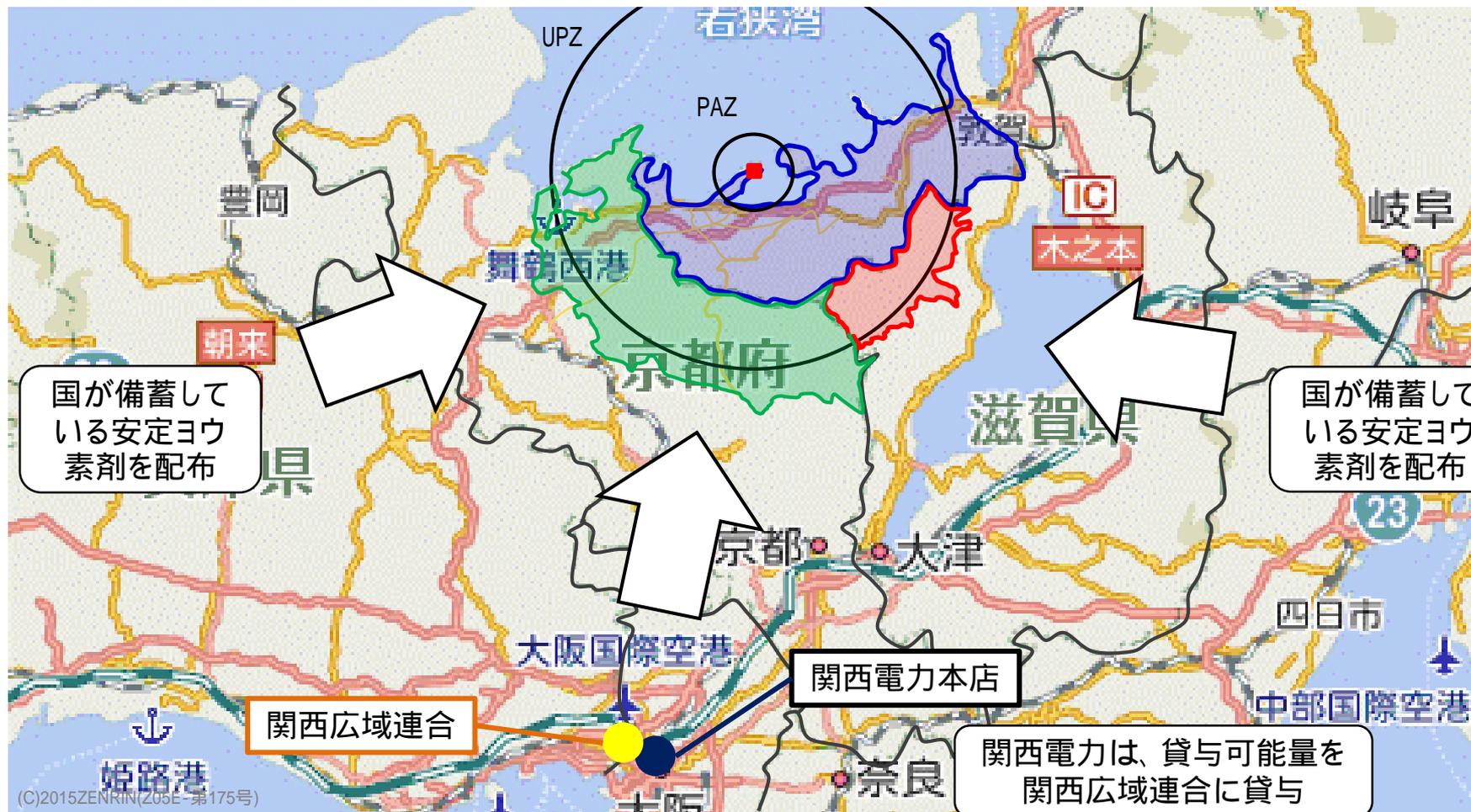
県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集合場所等
高島市(大飯UPZ周辺)：14箇所

国、関係機関による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、今後、平成30年度までに全国に合計200万丸、平成31年度までに小児用セリ-剤15万包の備蓄を実施。
- また、関西広域連合においても、「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を実施。
- 関西電力は、必要に応じて、電気事業連合会と貸与可能な安定ヨウ素剤数量を調整。



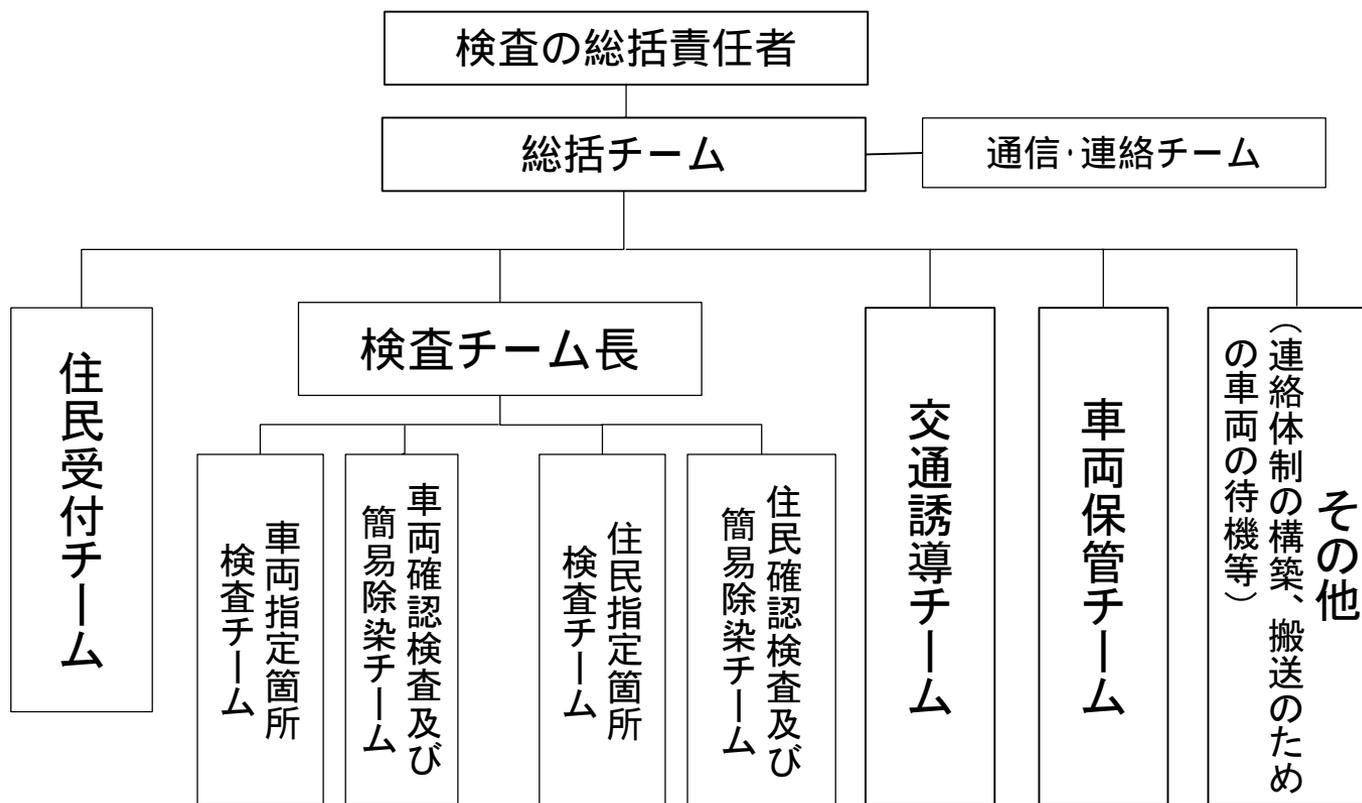
福井県、京都府及び滋賀県の避難退域時検査場所の候補地

○ 避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



- 福井県、京都府、滋賀県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 関西電力は、他の原子力事業者の支援を受け、備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
平成28年8月原子力防災訓練において、発災原子力事業者(関西電力)だけでなく、他事業者(西日本5社相互協力協定)との連携確認として、北陸、中国、四国、九州電力から避難退域時検査場所(あやべ球場)に要員を派遣。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

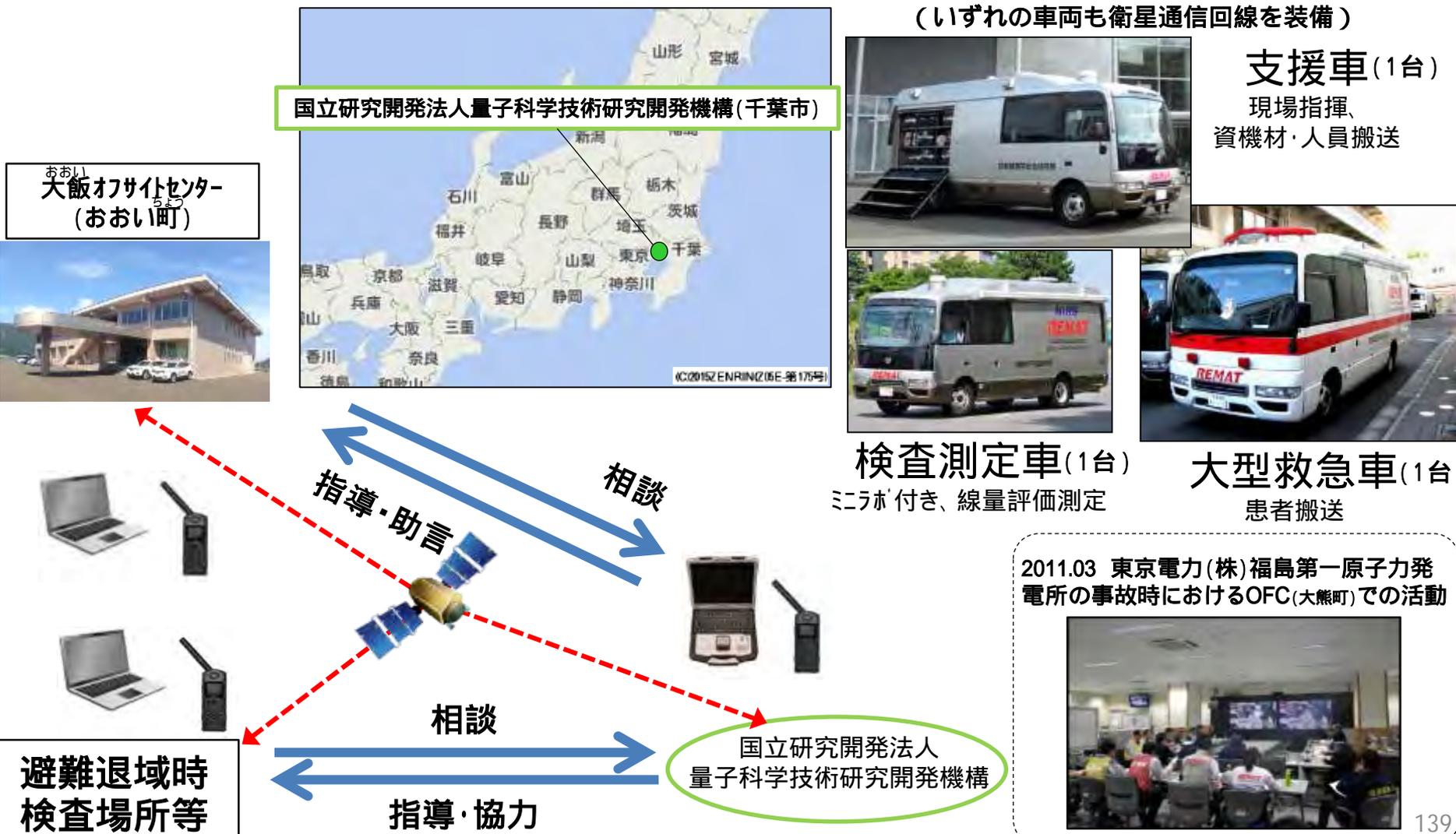
避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



携行物品検査を含む

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

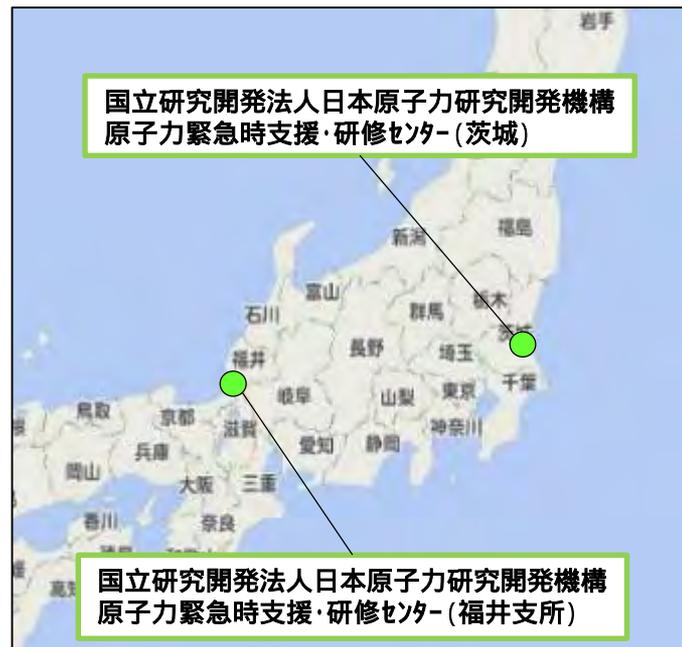
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- また、オフサイトセンターや緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機によるモニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（茨城）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター（福井支所）

©2015Z ENRINZ(06E-第17号)



モニタリング車(2台)



移動式全身測定車(2台)

平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



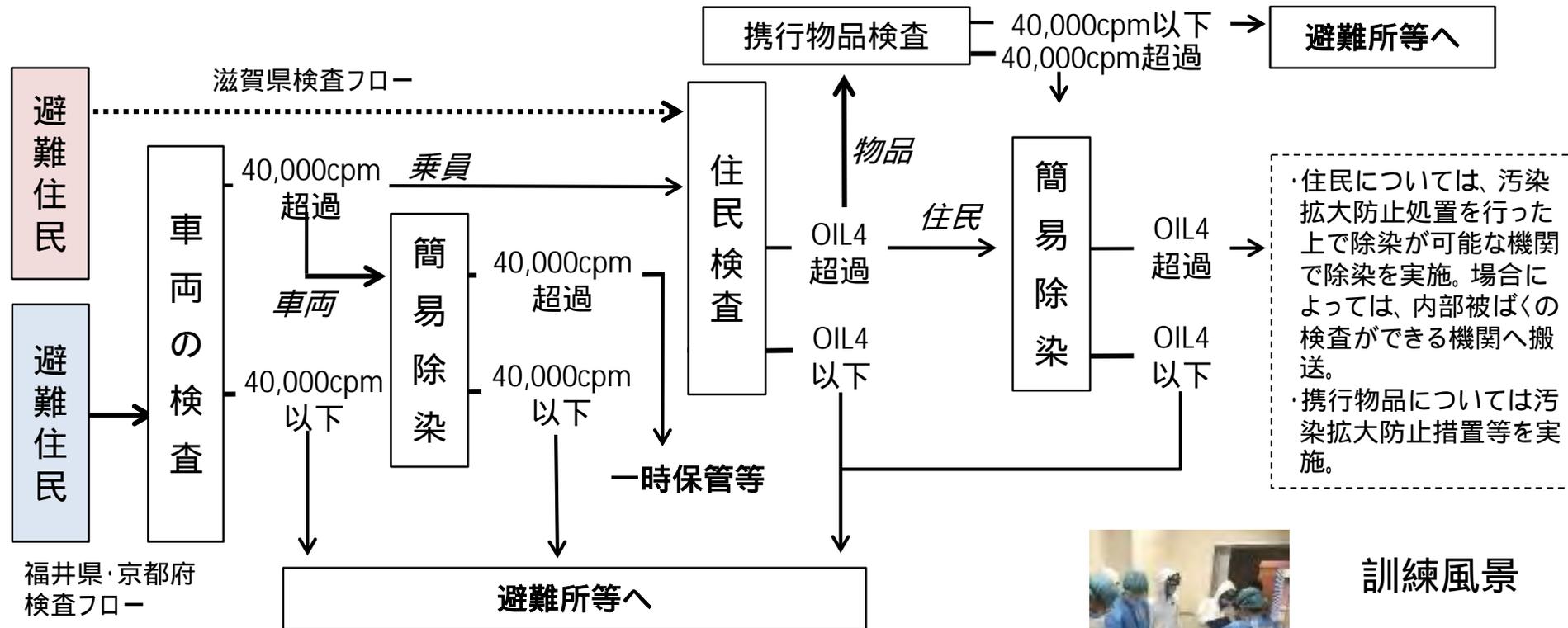
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



【滋賀県検査フロー】

・滋賀県では、避難退域時検査の位置付けと避難者に対する被ばく医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つことから、原則、全住民の検査を実施。

避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

避難退域時検査の結果、基準 (OIL4:40,000cpm) 以下の場合、住民に対し通過証等を発行する。



訓練風景



福井県における原子力災害時における医療体制

○ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 国が指定

【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

支援

原子力災害拠点病院 県が指定

【3医療機関(福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院)】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協力

原子力災害医療協力機関 県に登録

【12医療機関(杉田玄白記念公立小浜病院、若狭高浜病院、若狭町国民健康保険上中診療所等)・3団体】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

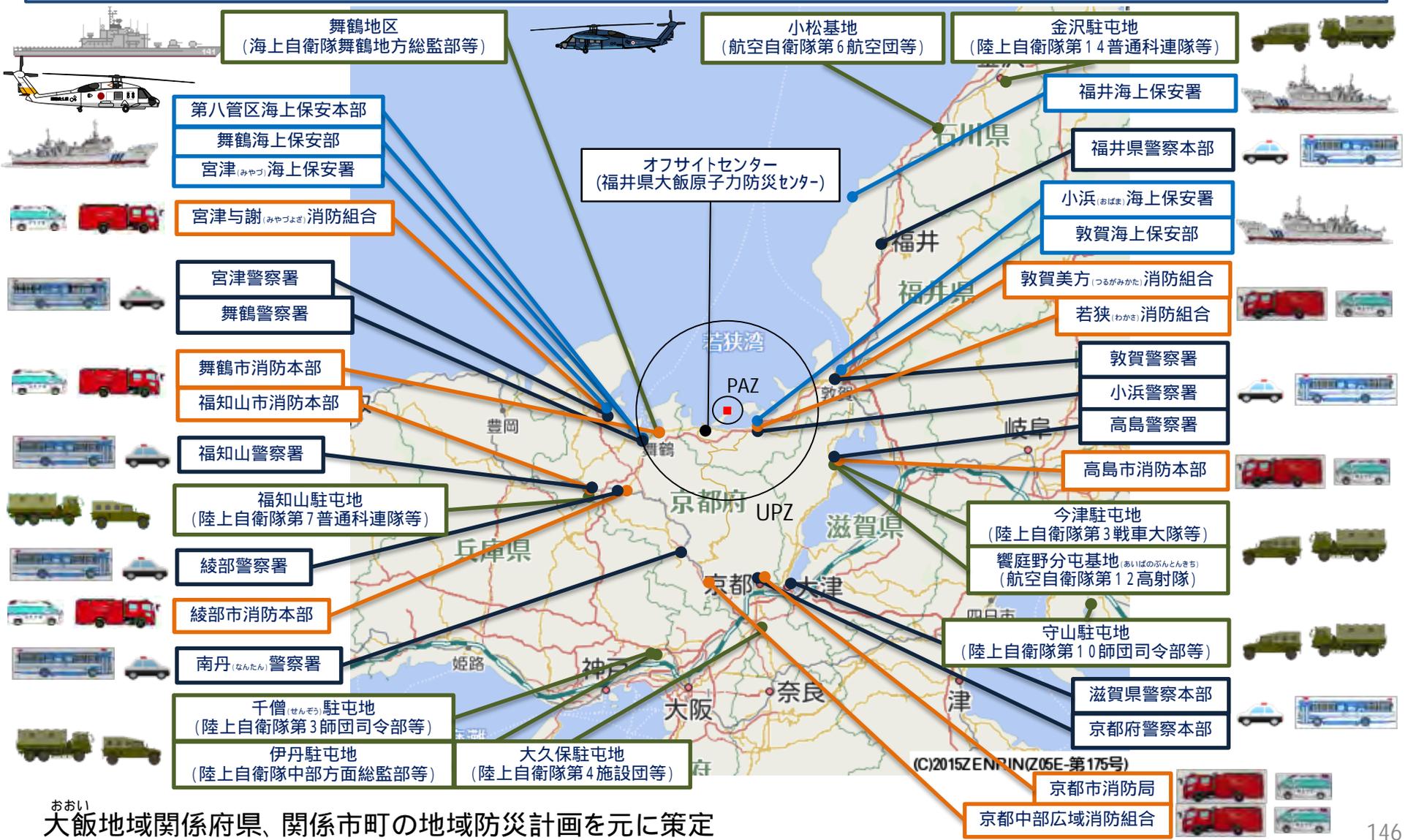
- (凡例)
- : 原子力災害拠点病院
 - : 原子力災害医療協力機関 (医療機関のみ)



10 . 国の実動組織の支援体制

大飯地域周辺の主な実動組織の所在状況

○ 不測の事態の場合は、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



大飯地域関係府県、関係市町の地域防災計画を元に策定

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、関係府県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

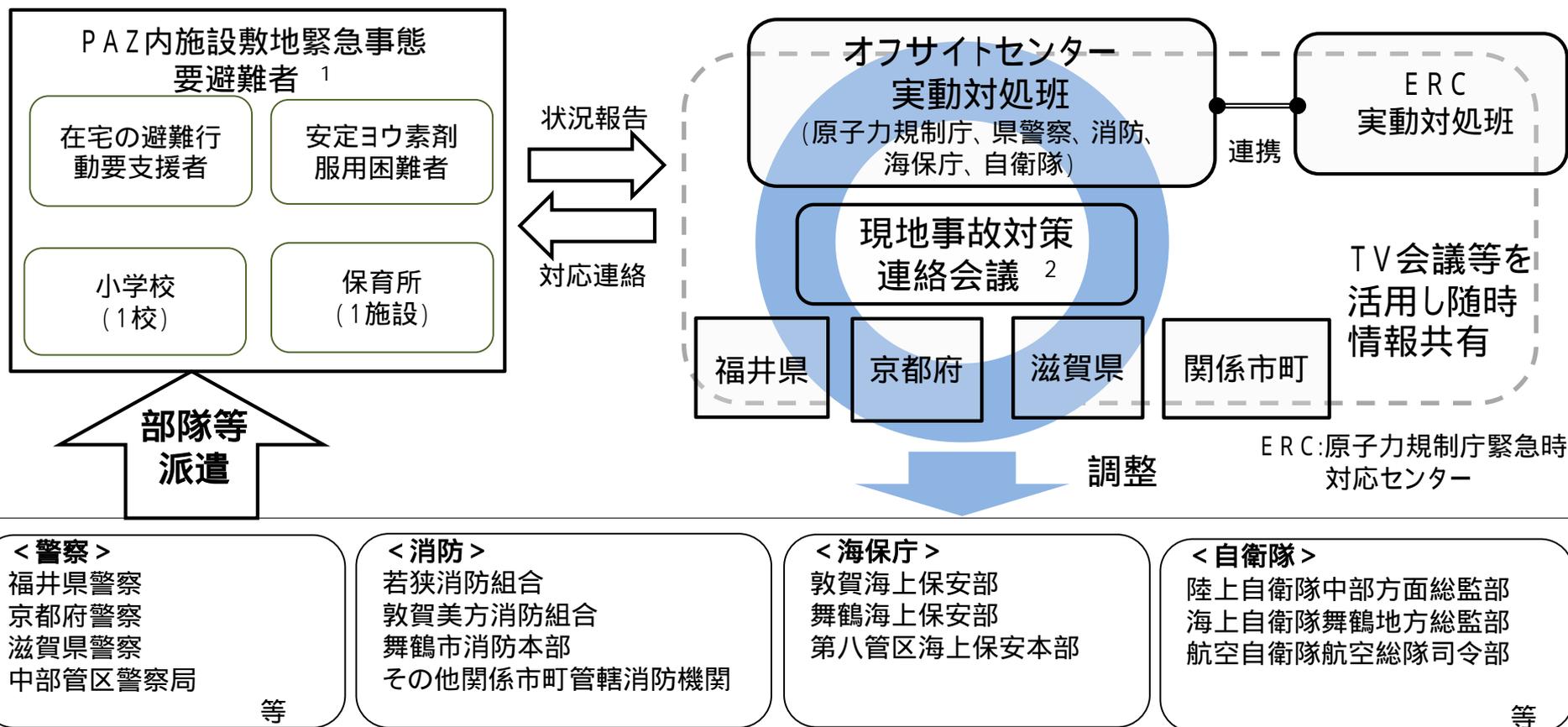
災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

大飯オフサイトセンター



○ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体に避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター-実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

オフサイトセンター-実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施。不測の事態における福井県、京都府、滋賀県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築。



1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象

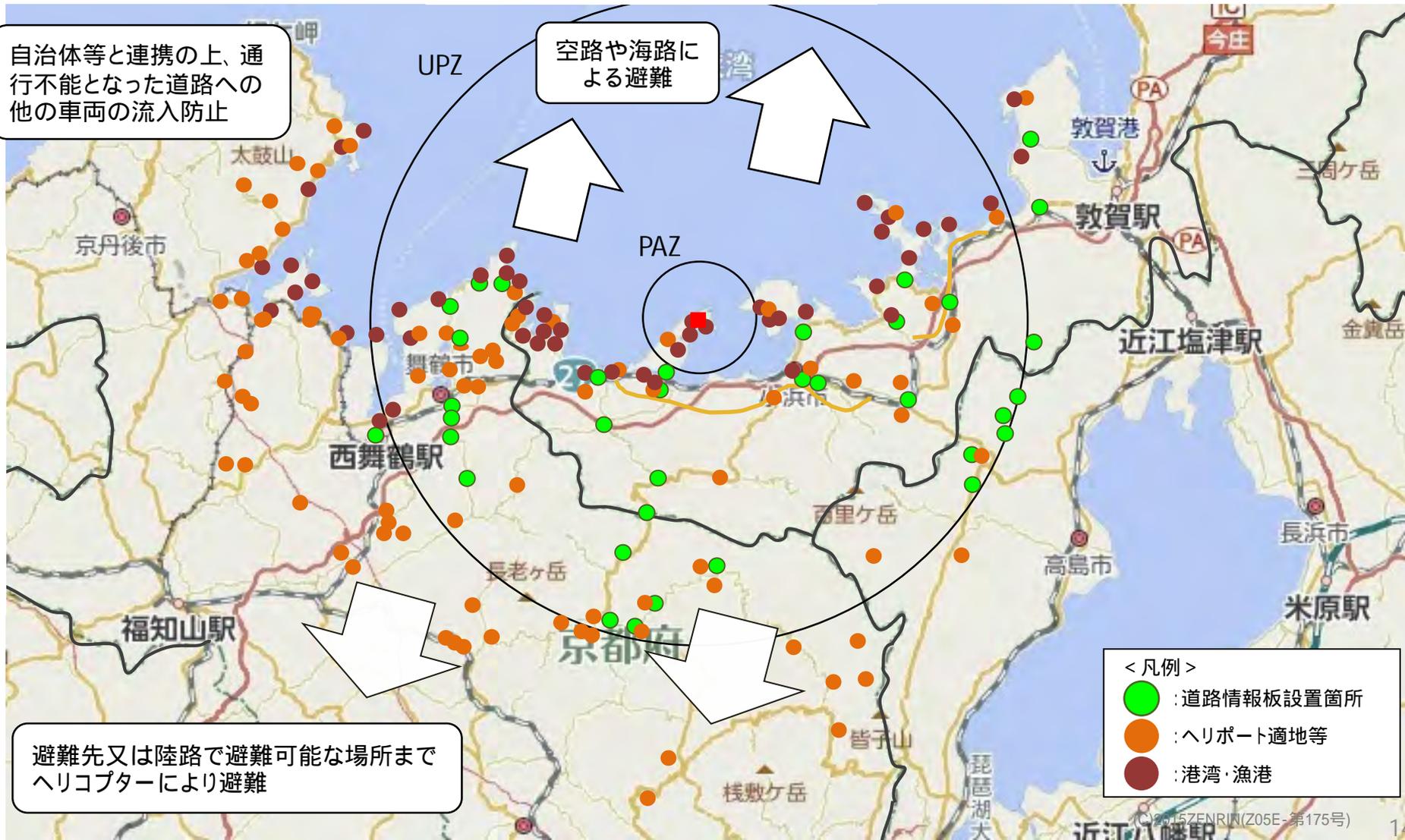
2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

○ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係府県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

空路や海路による避難



避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

- < 凡例 >
- : 道路情報板設置箇所
 - : ヘリポート適地等
 - : 港湾・漁港

○ 福井県・京都府・滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- 現地派遣要員の輸送車両の先導
- 避難住民の誘導・交通規制
- 避難指示の伝達
- 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- 避難行動要支援者の搬送の支援
- 傷病者の搬送
- 避難指示の伝達



海上保安庁

- 巡視船艇による住民避難の支援
- 緊急時モニタリング支援
- 漁船等への避難指示の伝達
- 海上における警戒活動



防衛省

- 緊急時モニタリング支援
- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 人員及び物資の緊急輸送
- 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

